

平成 27 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 27 年 6 月 12 日 (金曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 市政一般質問

4 番 齊藤誠之議員

1. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について
2. 安全なまちづくりについて
3. 本市の道路の安全標記について

23 番 平山啓子議員

1. 空き家対策の進捗状況について
2. 「産後ケア」で育児不安解消を

11 番 高久好一議員

1. 「非核平和都市宣言」の取り組みについて
2. 市が自衛隊に提供する市民情報について
3. みなし寡婦控除の適用について

6 番 鈴木伸彦議員

1. 庁舎建設について
2. 那須地区食肉センター廃止に伴う本市の対応について
3. 図書館の現状と課題について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長	川嶋勇一	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼
議事調査係長 増田 健造

議事調査係 長岡 栄治

議事課長 大武 利幸

議事調査係 伊藤 靖

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25名であります。18番、金子哲也議員より遅刻する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

齊藤誠之議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いたします。

1. 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の法律が平成25年3月1日に閣議決定され、

5月31日に公布されました。

この制度は、国民一人一人に12桁の番号を割り当て、多岐にわたる個人情報をもつ番号で管理できるため、行政事務の効率化によるコストの削減、そして行政手続の簡素化、社会保障給付の適正化ができるとしています。

政府は、この制度の運用開始を平成28年1月から予定しており、本市においても平成27年10月から順次番号の付番や市民への通知が開始されます。

これに伴う自治体で必要な事務の範囲も幅広く、当該事務に対応する制度、業務、システムも多岐にわたることや、この制度自体がまだ市民に広く伝わっていないこともあることから、以下の点についてお伺いいたします。

本市としての現在の工程についてお伺いいたします。

番号通知作業の段階でさまざまな問題点が考えられますが、その課題と対応をお伺いいたします。

本市での独自利用の検討や個人情報保護条例の改正等の考えはあるのか、お伺いいたします。

情報漏えいの危険性とその対応策についての取り組みについてお伺いいたします。

市民の方に制度を知っていただくために、周知の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 1の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、私からは及びからまでの質問についてお答えをいたします。

まず、本市の現在の工程についてですが、

個人番号制度導入に向けた準備といたしましては、大きく分けますと情報システムの整備、特定個人情報保護評価及び例規整備、以上の3つを実施することが必須となっております。

まず、情報システムの整備につきましては、平成26年度に住民基本台帳システム、地方税務システムの改修や団体内統合宛名システム中間サーバーなどの整備を実施しましたが、平成27年度につきましても引き続き住民基本台帳システム等の改修を実施するほか、社会保障関係システムの改修を予定しております。

次に、特定個人情報保護評価につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づきまして、特定個人情報を保有する前に実施しなければならないとされていることから、平成26年度中に実施をしまして、特定個人情報保護委員会に提出し、公表済みであります。

次に、例規整備につきましては、個人番号の通知カード発送が10月開始となっていることから、それにあわせ個人情報保護条例の改正について9月議会に上程を予定しております。

また、個人情報保護条例以外の関係例規につきましても、12月議会に上程できるよう作業を進めております。

今後、平成28年1月の個人番号利用開始、個人番号カードの交付後につきましては、平成29年1月からの国の情報連携開始、同年7月からの地方公共団体の情報連携開始に向けて、内部でのシステム連携テストや情報提供ネットワークシステムと連携した総合運用システムなどを実施していく予定となっております。

次に、本市での独自利用の検討や個人情報保護条例の改正等の考えはあるかについてお答えします。

個人番号カードの独自利用につきましては、現在も行っております住民票とのコンビニ交付の利用のほか、印鑑登録証としての利用を検討しております。

なお、今後につきましても、どのような利用ができるか、職員研修や検討会を実施しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、個人情報保護条例の改正につきましては、の答弁のとおり、9月議会に改正の議案を上程する予定であります。

現在本市が保有する個人情報につきましては、個人情報保護条例に基づき、厳重な管理と適正な運用が図られているところであります。今回のマイナンバー制度により、個人一人一人に対し個人番号と呼ばれる12桁の番号が付されることで、その番号を含む個人情報は特定個人情報と呼ばれることとなり、より厳重な管理、適切な運用が求められるようになることから、改正を予定するものであります。

次に、情報の漏えいの危険性とその対策についての取り組みについてお答えいたします。

情報漏えいにより、個人番号をもとに集約された個人情報が不正に閲覧されたり、利用されたりするなどの問題が懸念されることから、地方公共団体が行うべき取り組みについては、国がガイドラインを示しており、条例の改正等の制度的措置や許可されていない者が特定個人情報を参照できないアクセス制限等、技術的措置のほか、地方公共団体が特定個人情報を保有する前に、みずからそれらの危険性を評価する特定個人情報保護評価の実施などが求められております。

本市においては、国が定めるガイドライン等に基づき、アクセス制御や通信の暗号化などシステム面での対策や事務従事者への権限付与などの安全な運用に必要な対策を実施するとともに、職員

研修、セキュリティー監査等を行い、特定個人情報
が法令に定められた範囲を超えて利用され、ま
たは漏えいすることがないように、今後も適正な管
理に努めてまいります。

次に、 のマイナンバー制度の周知につきまし
ては、国から配布されたポスターの掲示を行って
いるほか、市のホームページにおきましては、制
度の内容について昨年10月1日から掲載しており、
本年4月末には内容を更新しております。

また、市広報では、5月20日号で2ページにわ
たり掲載を実施しており、今後も国からの情報を
いち早く市民に周知していきたいというふうにか
えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私からは、 の番
号通知作業の段階でのさまざまな問題点、その課
題と対応についてお答えいたします。

マイナンバーをお知らせする通知カードは、こ
とし10月以降に市が業務を委託します地方公共団
体情報システム機構というところから個人に対し
送付されます。その通知の際には、個人番号カー
ドの申請書が同封され、個人番号カードを希望す
る人には、来年1月以降に順次交付されることにな
ります。

通知カードにつきましては、住民票の住所へ送
付されることとなりますので、住民票の住所と異
なるところにお住まいの方には、実際にお住いの
ところに住民票を移していただく必要があります。
このことについては、広報やホームページで周知
を行っているところであります。

また、通知に対する問い合わせや返戻分の処理
に伴う実態調査及び戸籍付票等の確認、個人番号
カードの交付においては、本人確認や暗証番号登
録、印鑑登録証の機能付加作業など、相当の事務

の増加が見込まれ、窓口の混雑が予想されます。
これらにつきましては、職員の研修の実施や特設
窓口の設置など、さらなる検討をしていきたいと
考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただき
ました。それでは、一括して再質問のほうに移ら
させていただきます。

まず、 と についてなんですが、今回のマイ
ナンバー法では、対象範囲は主に税と社会保障分
野における行政事務に限定されておりますが、法
の施行後3年をめぐりに利用事務の拡大を目指すこ
とをマイナンバー法の中で明言していることから、
平成28年1月以降の利用開始に向けて準備が進め
られているものと認識しております。

こちらでは、1点だけなんですが、9月議会に
先ほど答弁の中で上程される条例の改正につきま
しては、この後、質問の項目に入っております情
報の管理についても明記されるのかどうかをお伺
いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 9月議会で条例改正を予
定しているものにつきましては、個人情報取扱事
務届け出書というのがございまして、その中に基
本的事項ということで、個人情報の記録事項とい
うのがありまして、氏名とか性別、生年月日等、
そういった項目があるわけですが、その中に
個人番号という項目が加わるというようなもの
が主な改正となります。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） じゃ、大まかに改正をす
るというわけではなく、今の1項目が小規模な改
正ということで理解してよろしいでしょうか。了

解をいたしました。

それでは、のほうの再質問に入らせていただきます。

まず、先ほど答弁の中に地方公共団体情報システム機構により、個人に対し通知カードが送られてくるということですが、こういった手法で送られてくるのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 通知カードの作成につきましては、全国の市区町村が先ほど申し上げました情報システム機構に委託をするというような形をとりまして、そこで一括して作成をして郵送、内容証明あるいは簡易証明、そこら辺詳しいことちょっとわからないところがあるんですが、そういうような形で郵送するという形で送られるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 郵送で送られてくるということなのですが、その個人のお宅であったり、住んでいらっしゃる地域に郵便局員が配達に行ったときに、受け取ることができない方もいらっしゃると思うんですが、郵便の期間というか、配達にかかわる期間というものはどれぐらいとってあるのかというのを伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 通常の郵便ではなく、何らかの書留等の郵便になるというふうに思うんですけども、郵便ですから当然配達いただいて、本人が受け取るというような形をとらなければならない。ただ、置いてきてしまうというわけにいかない郵便になるのかなというふうに思います。

その際に、その郵便を郵便局がどれだけ保管をしているかというようなお尋ねかと思いますが、そこまでのこと調べておりませんが、通常の書留等の取り扱いと同じになるのかと想像しているところでございますけれども、申しわけございません、ちょっとそこまで調べていなかったものですから、ご容赦いただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 期間的な問題というものは調べて例えば周知なりしておかないと、郵便は確かに郵便局が配るものとはいえ、何カ月間か多分お宅にそういった配達記録とかも置いてあると思いますので、ぜひ番号カードだけは受け取ってくれという話をしないと、この法案自体の流れが初期の段階からのところでずれ込んでしまうと思いますので、できれば後で教えていただければと思います。

そういったところも鑑みまして、不在あるいは住所の変更がされていなくて、期間が過ぎてしまい、届けられなかった場合の対応についてなんですが、届かなかったよと、例えばシステム機構から情報の提供があるのかないのか、そしてそれをもし受け取れた場合は、そういった対応をどうするのか、そちらをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 通知カードを送付するというのは、先ほど申しましたように一括委託しています情報システム機構のほうで行いますけれども、最初の答弁の中で返戻分の調査というようなことを申しあげましたけれども、届かないものにつきましては、それぞれ担当というか住民票を管轄しております市区町村のほうへ戻ってくるというようなこととなります。そうしますとそ

れぞれ実態調査をいたしまして、再送付をするというふうなことになるようになっていくところでございます。

全ての案件を把握できるかどうかというのは、実際ふたをあけてみないとわからないところでございますけれども、1件でも届かないものが少なくなりするように実態調査、先ほど申しましたように戸籍の付票の確認ですとか、現地に赴くとか、そういう調査をしながら、届かないものが1件でも少なくなるように努めたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 今部長のご答弁ありましたとおり、実際一番最初は委託して一括で送付するというので、送られた日とかどそういった情報が入ってくると思うんですけども、届く届かないなどの期限自体に多分タイムラグが出てくると思いますので、そういったところぜひ調べていただいて、市区町村に返ってくるということですから、今度は間違いなく調べることであったり、地域であれば、皆さん住所を把握している方々がいらっしゃると思いますので、情報の確認はできると思いますので、ぜひ安全に届けていただきたいと思います。

今何回か出てきました地方公共団体情報システム機構、こちらのほうに委託をしてということで、これ全国的に使われている機構だと理解してよろしいでしょうか。

こういった団体に委託をしているという項目がありました。この後の情報漏えいと関連はするんですが、こういった機構のほうの情報漏えい等のチェック等を本市としてはできる体制であるのかあるいはそういった確認等、取り決め等は行っているのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、地方公共団体情報システム機構でございますけれども、この機構はそれを成立させるための法律というのができてございますけれども、成立させて構成をしているというのは、全国の市区町村も入った形で法律に基づいて組織化されたものでございます。当然番号が1人1つ、同じものが必ずつかないようにということで、1カ所で情報管理をしませんと困るということから、そういう機構が取り扱うということになってございますけれども、今ご質問いただきました機構の情報管理のことでございませぬけれども、その前にマイナンバーが導入されますと、最初に一括して番号をつけるという作業をする。

それから、新たにどんどんお子さんが生まれてきますので、番号をつけるというような作業がございませぬけれども、そのためには住民基本台帳ネットワークシステムコミュニケーションサーバーというのを国のほうで準備をございませぬ、これは専用回線で結ばれてございませぬ。専用回線ということで、一般のインターネットにはつながっていないという環境であり、情報漏えいも起きないということをお国が実証してきているというふうにご聞いていらっしゃるところでございませぬ。

ご質問の通知カード、個人番号のカードの作成も同じでございませぬが、情報システム機構に委託をするというところで、その情報の管理についてはどうなのかということでございませぬけれども、今回国民年金機構のほうでああいう事件があったということを受けてかと思われませぬけれども、機構のほうからは、安全管理を徹底して行っておりますということで、ご心配なくというようなことで通知が来ているところでございませぬ。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。
4番（齊藤誠之議員） 4番に移る前であれなんですけれども、そういったお手紙が来たということで、それで安心していいかどうかちょっと微妙なところでもあるんですけれども、全体的に全国でそういった機構がある中で情報漏えいがあり発端した場合には、必ず全市町村にも危険が及ぶというところもあると思いますので、1回線、単独回線ということで情報の管理のやりとりができるということがわかっている以上、多分そういったサーバー攻撃をする方々はおもしろがって、そういったところにもチャレンジしてくるのではないかと。入れないと言っておきながら入れる方法をつくっていくのがサイバー攻撃だと思いますので、そういった情報漏えいであったり、那須塩原市の個人情報、市民の方の情報が何かしらあったときというときの取り決め等であったりというのは、現時点ではないにしても対策を取り決めておいていただいたほうが、速やかに迅速に有事の際には連携がとれて対策ができると思いますので、頭の片隅にでも置いておいていただければと思います。

それでは、情報漏えいの危険性とその対応についてということで、こちらも今部長のほうからご答弁の中にありましたとおり、報道であった日本年金機構の情報漏えい問題は、125万人分の情報漏えいという恐ろしい事態を招いてしまいました。今後この問題から、あらゆる事態が起こることも予想されます。

そこで、本市においてのデータ管理の対策を具体的に伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） データ管理ということでございますけれども、情報セキュリティ対策の

基本ルールを本市は定めておまして、那須塩原市情報セキュリティポリシーというものをつくっております。それに基づいて実施をしているということで、そのデータは課長と所属管理者が指定する業務の範囲内において利用し、指定する場所に保存することとなっております。

また、個人情報を含むデータにつきましては、その複写、移動及び削除に当たっては、所属管理者の許可を必要とする運用となっております。

特に問題として指摘されるUSBメモリにつきましては、許可制をとっておるということでございます。それらのセキュリティポリシーが適正に行われているかということのチェックを企画部の情報担当のほうで監査を行っております。

マイナンバー制度導入におきまして、より厳重な管理を求められるということから、セキュリティポリシーの厳格化及び高度なセキュリティ対策の導入もこれからまた検討をしていかなければならないかなというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） これから始まるマイナンバー制度におきましての質問ということだったんですけれども、今回通告をした後にこういった問題が起きたので、今回は今言っているとおり情報漏えいのほうにウエートを置いて質問させていただきます。

それでは、もう一つですね。今の部長の説明もそうなのですが、先ほどの保健福祉部のお互いの情報を扱う機関として、今後の対策として企画部と保健福祉部での対策並びに連携について伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 現在本市の状況では、住民情報とか税情報を扱う基幹系システムというこ

とと、パソコンでの日々の一般的な業務を行う外部とのメール等のやりとりができる情報系のシステムということは連動していませんので、外部から直接基幹系システムの市民の方の個人情報がそっくり抜き取られるというようなことは考えにくいと思っております。

ということで、その住民情報等を扱う保健福祉部、また社会保障関係のいろいろなデータを扱う保健福祉部とは、連携をそういったところでは密に情報漏えい等が起きないような対策を打っていないかなければならないだろうというふうには思っているところでございますけれども、万が一その情報系のパソコン等でウイルスに感染するというようなことがあっても、それを拡散しないような対策等もとっているということで、これからウイルス対策というのは、イタチごっこじゃないですけども、サイバー攻撃にしろいろいろ考えてやってこられるということがありますので、その辺としては高度なセキュリティ対策の措置の導入も検討を視野に入れながら進めてまいりたいというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 今部長のほうから連携についてお伺いいたしました。今回の年金機構の問題は、国民に不安感を植えつけてしまったことにもなっておりますが、事の始まりは今ご答弁でありましたとおり、メールを開いてしまったことであります。管理がずさんであったことということもありまして、明らかにヒューマンエラーであったことが否めないと思っております。

本市、那須塩原市のセキュリティ面に関しましては、現段階でできる最高の体制を敷いているということ、また国からの情報等で新しいセキュリティ等の対策を進化させていくことなどを知ることができました。

本市では、こういった事例が出ないように万全の体制をつくり、しっかりとPRしていただきたいと思っております。市民の方の不安を払拭できるように、現在のセキュリティーでできる限りのことを行うということを改めて情報発信していただきたいと思っております。

続きまして、 についてなんですが、今後このマイナンバー制度の周知がされていくと思いますが、パンフレット等では、一番最初の通告にもありましたとおり、3つのメリットとして市民の利便性向上、行政の効率化、公平、公正な社会の実現とうたっております。

最終的な目的は、個人番号カードの普及であるということだと思いますが、最後にこの個人カードの普及を目指したPRについての取り組みについて具体的にお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 個人番号カードの普及につきましては、個人番号カードの申請あるいは交付を担当しますこちらから、私どものほうからお答えをさせていただきますけれども、まず何といたしても個人番号カードというものが現在磁気カードで行っておりますコンビニにおける証明書の交付を受けられる。それから印鑑登録証等の機能を付加することができる。また、もう少し先になりますけれども、さまざまな機能の追加ができると、大変便利なものである。

それから、顔写真入りのカードになりますので、本人を証明するカードとしても大変有効なものであると、こういうことをまずご理解いただく、そういうことの周知についてはずっと続けていく必要があると思っております。

また、さらに加えて、申請のやり方というのは全国一律、同じ方法で行いますので、うちだけ独

自の方法というわけにはいきませんが、申請に当たりましては、なるべくわからないことを丁寧にお教えするとか、場合によっては写真撮影に協力するとか、そこまでできるかどうか検討中でございますが、なるべく申請のほうの体制も整えまして普及には努めたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。市民への周知は既に行っていることは承知いたしておりますが、今後10月から通知カードが届き、来年1月から希望者ですね、個人番号カードの交付に関しましては、先ほどご答弁いただいたとおり、情報の安心に関しては万全を来して安全であると、そういったものも広報に盛り込んでいただきまして、市民にもこのカードが便利であるといったPRに努めていただくことをお願い申し上げまして、この項の質問を終了させていただきます。

2、安全なまちづくりについて。

全国各地で子どもが狙われる凶悪犯罪が続発している中、本市においては幸い凶悪な事件の発生はありませんが、その前兆とも言える不審者による子どもに対する声かけ事案等は発生しております。

地域の防犯活動をより強固にするため、犯罪の予防を目的とした防犯カメラの設置を考えていくことが必要であると思うことから、以下の点について伺いいたします。

本市における防犯カメラの設置状況について伺いいたします。

防犯カメラ設置にかかわる効果と問題点について伺いいたします。

小中学校への設置状況について伺いいたし

ます。また、今後の設置予定があるかどうか伺いいたします。

本市の防犯カメラ設置について将来的な普及の考え方を伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 齊藤議員に私からもお答えをいたします。

安全なまちづくりでございますが、本市における防犯カメラ設置状況ですが、黒磯駅東西連絡橋に13台、西那須野駅の東西連絡橋に14台を設置し、それぞれ黒磯駅前交番と西那須野交番でモニター監視を行うことにより、那須塩原警察署と連携した運用を行っております。

また、防犯カメラ設置にかかわる効果と問題点ですが、効果といたしましては自転車の盗難、傷害等事件、女性、子どもに対する脅威事案が減少しているとの報告を警察署から受けているところであります。

また、問題点としましては、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる市民の方もありまして、扱いによってはプライバシー及び肖像権を侵害するおそれがあるため、個人情報の取り扱いに細心の注意を払う必要があることなどが挙げられております。

また、小中学校への防犯カメラ設置状況についてもお答えいたします。

市内小中学校32校のうち、防犯カメラを設置している学校はありませんが、夜間のいたずら防止などを目的に監視カメラを設置している学校が数校あります。日中は教職員がおり、門扉を閉めて授業を行うことで、児童生徒の安全を確保するとともに、夜間は警備を委託していることから、今

のところ防犯カメラや監視カメラを新たに設置する予定はございません。

次に、防犯カメラの設置について将来的な普及の考え方ですが、現時点での設置の予定はありませんが、今後犯罪の推移を見ながら那須塩原警察署と協議をし、適切、効果的に活用できるよう、さらには犯罪等の抑止につながるよう検討を重ねていきたいと思っています。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 市長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、関連がございますので、一括にて再質問させていただきます。

先ほどの答弁にて設置状況をお聞きいたしました。通告をしてから気づいたところなのですが、カメラには防犯カメラという中でも監視カメラという種類もございまして、設置されている機材を見ますと、どちらも同様なものを使用しているようですが、本市においてどのように区別されているのか、また市の状況をお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 監視カメラにつきましては、それぞれの所管の中で担当しておりますが、発言を求められましたので、防犯カメラを所管いたします生活環境部のほうからまとめた形でお答えのほうをさせていただきます。

先ほど市長がお答えいたしましたとおり、本市が防犯カメラとして設置しておりますのは、黒磯駅東西連絡橋に13台、西那須野駅東西連絡橋に14台、2つのエリアに27台設置しております。設置目的は、不特定多数の方々を利用される場所において、犯罪の抑止、これを目的としています。

それに対しまして、一方監視カメラにつきましては、必要とされるその目的とする施設の安全管理、防犯等のために常時監視することができるように設置されているものでございまして、本市におきましては市庁舎、支所並びに駐輪場、駐車場、博物館、文化会館、運動場や浄水場等の施設、またさらには市内数カ所に私どもが所管しておりますごみの不法投棄、この監視のために数台を設置しております。その数は全部合わせまして110台を超えて設置されております。

なお、防犯カメラは抑止ということもございしますので、その設置場所を明らかにする、そういった存在形態をとっておりますけれども、監視カメラはどちらかという監視を目的としているために、その中には存在が判明しにくい、いわゆる外から見てわかりにくくなる、そのような形態をとっているところもございまして。

私のほうからは以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご説明いただきました。

今の説明を聞くと、防犯カメラと監視カメラについては、その設置目的やその使用によって区別されているということで理解してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） そのようにご理解ください。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） それでは、もう1点だけ、防犯カメラは警察署と連携しているとのことでしたが、監視カメラについては、警察署との連携はどのように取り扱われているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 先ほどからお答えしておりますとおり、防犯カメラは警察、交番それぞれ黒磯駅におきましては黒磯駅前交番、西那須野駅に設置してあるものにつきましては西那須野交番において、それぞれモニター監視を行い防犯に努めているところでございますが、監視カメラにつきましては、特定の施設等の管理という点から一部駅周辺の駐輪場、これ以外につきましては管理を設置者が行うものということにしておりますので、必ずしも警察署との連携はしておりません。そのようにご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございました。

通告では防犯カメラということであっておきながら、監視カメラというところまで伺ってしまいましたが、どちらも安全なまちづくりという観点で捉えていただきたいと思います。ありがとうございました。

ただいま答弁にあったように、防犯カメラと監視カメラでは、まずその設置目的が大きく違うとご答弁されておりました。辞書で引いてみると、防犯とは犯罪を防ぐこと、そして監視とは警戒し見張ることとあるように、防犯カメラは犯罪が起きてほしくない場所へ目立つように設置する。監視カメラは、犯罪が起きた場合に誰が犯行に及んだのか調べるために置かれるというふうに書いてございます。

今回は、この防犯カメラのほうにウエートを置いて質問させていただいております。

続きまして、のほうについてですが、先ほど

の答弁にて自転車の盗難や傷害事件等の脅威事案が減少しているとの報告を警察署から受けているとありましたが、具体的にどのような変化が見られたのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

2つのエリアの防犯カメラですが、平成26年度に更新、新設によって現在のような状態になっております。そこを基準に設置前8カ月と設置後8カ月を比べますと、これは警察の発表でございますけれども、黒磯駅周辺という表現をさせていただきますが、設置前が14件、設置後が10件、西那須野駅周辺では設置前が7件、設置後が3件、このように変化しております。

また、防犯関係のこの会議におきまして警察の安全課長の中から、防犯カメラの設置がふえたことによって犯罪件数が減ったという、そのような一談話も受けております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 防犯カメラとしての機能を最大限に生かした活用であって、人の目だけでは足りない部分を補う意味では、十二分に活用されているということだと思います。理解いたしました。

続きまして、についてお伺いいたします。

ご答弁の中では、設置の予定はないとご答弁をいただきました。保護者の中では心配されている方もありまして、防犯カメラの設置を要望されている方もいらっしゃると思います。

そこでまず、防犯カメラの設置について、そういった要望などはあったかどうかをお伺いいたします。

また、現在の対応についてもお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） まず、保護者からの防犯カメラ設置に対する要望ということでございますが、直接的に教育委員会にはまだそういう情報は入っておりません。

それと、その対応ということでございますが、先ほど市長からの答弁にもありましたように、一部監視カメラ等がありますが、基本的には授業中、学校に子どもたちがいる間は門扉を閉めるとか、先生方はもちろんいらっしゃる。それと夜間については民間の警備会社に委託をして監視をしておりますので、当面については先ほどの答弁と同様、設置するという事は考えておりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 確かに昼間の管理体制につきましては、私も以前に学校の体制とかでそういった侵入防止とか、いろいろな先生たちの訓練とかそういったものをお聞きしていますので、対応にしては安全に来しているというところもあるとは思いますが、先ほど申したとおり、抜けた穴の部分ということと、犯罪の抑止力というところで、先生たちがいるから人は来ないという時代でも今はない。いる中で堂々と起きる事件というものもありますし、そういったものがあることよっての抑止という意味では検討していくことも必要なかなと思ひまして、再度お伺いさせていただきます。

現在はそういったさまざまな手法で子どもたちの安全に取り組んでいただいておりますが、必要性はないと考えているところも承知でありますけれども、今言ったとおり将来的なことに視点を向ければ、地域の方々を含めさまざまな方の連携に

より地域、学校であったりそういった公共の場を守っていくのには限界があると、そう思っております。そういった抜けたところの部分を補っていただくというためには、こういった防犯カメラ等の設置は必要じゃないかと思っております。

防犯カメラの効用は、犯罪の起きにくい地域環境づくりを進めるために、欠くことのできない重要なツールになっていくと考えることができます。

今後ともこの市に住む人々が安全に安心して暮らせるよう不審な場所の検討あるいは防犯カメラの設置を検討していただきたいと思っております。

続きまして、につきましてお伺いいたします。

防犯カメラの設置につきましては、将来的な普及の考え方を答弁されておりました、今後の犯罪の推移を見ながら、那須塩原警察署と協議をして、適切かつ効果的に活用できるよう、さらには犯罪等の抑止につながるよう検討していくとご答弁いただきましたが、公共の場についての設置に関してはどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 公共の場という観点、くくりになりますと、かなり広がっております。先ほどの監視カメラの設置状況を見ましてもいろいろな施設がございまして、そこに設置いたしました。その施設を管理する部分とそれから防犯、いわゆる犯罪を抑止するという、類似する部分もございまして、その目的が少々異なってくる。いわゆる防犯ですと、警察とどうしても連携する、いわゆる犯罪を抑止すると同時に犯罪を未然に防ぐ、いわゆる犯罪を今犯しそうなその部分についても、先ほどの減少の中に、例えば自転車盗難という、持ち主ではない不審な動きをするそういう者の姿が見られたことによって、警察官が

そこに駆けつけて犯罪を未然に防いだというそういうことでもあります。

公共施設に防犯カメラを勝手に市サイドの中だけで設置することは、到底ちょっと難しくございます。

今後、しかし安全なまちづくりの中で、じゃ難しいからそのままにしておいていいのかということ、そのようなことは決してあってはならない部分でありますし、考え方からもその部分は外せない部分があると思います。

今後とも市といたしましては、警察のほうと連携しながら、常にそういう会議もございますし、また全国には本市と類似するような条件の市町がございますので、そういったところの状況につきましても参考として取り入れて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきましてありがとうございます。

すぐにではというよりは、この先ということで考えていっていただけるということで、地域の実情を見まして、防犯カメラの設置台数が多いところというのは、大都市圏であって、人がたくさんいるところというイメージのほうが私的には強いイメージがあります。

この地域、東京とか大都市に比べればまだまだ田舎ではありますが、人々が行き交う、そういった公共の場において、全部を設置すれば確かに見える光景みたいなものは、そんなに犯罪があるのというようなのを逆にPRしてしまうようなところもあると思うんですが、つけることによって周知を図るというものは、皆さんが頭に入っている道具ですから、そういったものを逆に使って、それに頼るばかりではなく、そういったもので補足

をしていく、そして安全を確保していくということに関して検討していただければと思います。

何度も申しましたが、犯罪抑止に向けた取り組みの一つとして、防犯カメラは被害の未然防止や犯罪発生等の的確な対応に有効であると考えております。

地域の住民の方々や通行人等の安心感を高め、防犯意識の高揚を図るとともに犯罪抑止に大きな効果があるなど、防犯上、非常に有効な設備であると考えております。

そして、この防犯カメラは、地域の安全を守る抑止力として必ず役に立つと考えております。カメラというだけで嫌う方もいらっしゃるでしょうけれども、犯罪の抑止力、まさしく防犯の意味での先行投資に関しまして、今後しっかりと安全対策の一つとしてアンテナを張っていただきまして、検討課題として取り入れていただき、少しずつでも設置に向けて前進していただけるよう要望いたしまして、この項の質問を終了いたします。

続きまして、3、本市の道路の安全標記について。

子どもたちの登下校中の事故報道が絶えない中、本市においても通学途中の子どもが車と接触する事故があったことは、記憶に新しいと思います。歩行者等を事故から守るためにあるいはドライバーに注意を喚起するために、本市の道路には市民の安全を守るための各種標示がされておりますが、特に通学等で使われている頻度が高い幼稚園、保育園を含む学校周辺の通学路での対策について、新たな改善の必要があると思うことから、市の方針について以下の点をお伺いいたします。

幹線道路は除き、園や学校周辺には原則的に通行規制を行い、車が通行しないようにするなど、市としての通学時の安全のための方針はあるか、

お伺いいたします。

子どもたちの安全を確保する対策の中に、道路の区画線の標示がありますが、道路管理者が設置できる区画線と公安委員会が設置する区画線の違いについてお伺いいたします。

通学路において、道路沿いには、よく通学路標示等は見受けられますが、ドライバーへ最も周知しやすい道路面への標示を行うべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

道路の幅員が狭く、近くに車両の通行に支障がない程度の道路がある場合、交通規制を行うように関係機関に働きをかけるべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

本市の園や学校周辺地域でスクールゾーンの設定についての考えはあるかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 本市の道路の安全標記について、順次お答えいたします。

初めに、の市としての通学時の安全のための方針はあるかについてお答えいたします。

本市においては、平成26年7月に通学路の安全確保に関する取り組みといたしまして、那須塩原市通学路交通安全対策プログラムを策定し、この計画をもとに通学時の安全対策に取り組んでおります。

プログラムの内容は、危険箇所の把握などの定期点検の実施、対策が必要な箇所や交通規制等の検討、また優先順位を設定して計画的な対策の実施となっております。

次に、の道路管理者が設置できる区画線と公安委員会が設置する区画線の違いについてお答えいたします。

道路管理者は、道路法に基づく白色の車道中央線や車道外側線などの主に交通規制が伴わない区画線を設置し、公安委員会は、最高速度など主に交通規制が伴う区画線を道路交通法に基づいて設置することになっております。

また、通学路マークなど、運転者に注意を喚起するための区画線は、道路法及び道路交通法に基づかない法定外標示として、道路管理者及び公安委員会双方が設置できることになっております。

次に、のドライバーへ通学路であることを周知するため、道路面へ通学路を示す標示をすべきではないかについてお答えいたします。

通学路を示す路面標示につきましては、道路の状況によっては、標識による標示に比べ、通行するドライバーに対して通学路であることをより強く認識させ、注意を喚起する効果があると考えますので、道路状況に応じた路面標示を検討してまいりたいと考えております。

次に、の関係機関に対する交通規制の働きかけについてお答えいたします。

通学路の通行実態、道路の構造、地域住民や学校等の意見を総合的に判断して、通学路の危険回避のため、必要性が高いと認められる場合には、交通規制について関係機関に働きかけを行わなければならないと考えております。

次に、本市のスクールゾーンの設定についてお答えいたします。

本市の小学校においては、スクールゾーンの設定は済んでおり、現在は那須塩原市通学路交通安全対策プログラムに基づいて調査を実施し、その結果をまとめた那須塩原市通学路安全点検一覧表に基づき、対策の必要な箇所については通学路等の安全確保を進めているところですので、新たなスクールゾーンの設定につきましては、必要性を見きわめながら検討してまいりたいというふうに

考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきましたありがとうございます。

それでは、全てに関連がございますので、一括にて再質問をさせていただきます。

まず、 つきまして、那須塩原市通学路交通安全対策プログラムのお話がありましたが、こちら確かに手元のほうで私も拝見させていただきました。見ると、定期的な合同の点検ということで、原則3年に1回のペースで行われているということですが、対策の実施に当たっては優先順位を設けているとのことですが、この基準についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） この優先順位につきましては、各学校の校区内を点検いたしまして、そこから学校ごとに順番を出していただいたものをもとにまとめまして、それが優先順位という形でもって対策を講じているということになります。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 了解いたしました。

学校側で提示してきたその順番という意味ですが、ありがとうございます。また市のほうで何か優先順位を、前回の道路の質問になっちゃうんですけれども、決めているのかなと思ってお聞きいたしました。

そこで、このプログラムの中なんですけど、那須塩原市通学路合同点検箇所対策一覧表、こういったものが添付されて、PDFファイルでネットに載っているんですけども、関係機関で共通認識を図っていると書かれておりましたが、平成26年度の対策表に書かれた要望危険箇所の全地区合計

が実に121カ所もあります。それぞれに通学路の状況や危険箇所が書かれており、また対策等も書かれてあることから、情報を把握するものとしてはすばらしいものと私も感じております。

ただ、これらの場所に関しては、この点検が例えば24年から始まったとは言いながらも、ひょっとしたらもっと前から危険箇所として報告や要望があったかもしれないところがあると思います。

今後はこの表をその危険箇所等をさらなる見える化を目指すという観点で、上がってきた登録日、こういったものを記載していただき、周知を図っていくことも必要だと考えますけれども、所見をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） これにつきましては、私のほうでも表について実施状況であるとか、それからいつごろからこういう要望がされているか等については、記載がございませんので、こういったところについてはもうちょっと工夫をしまして、今後ほかの方が見てもわかりやすいようなものにする必要があるのではないかとこのふうなことは、ちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 部長、ご答弁ありがとうございます。

このプログラムの中で進捗がわかるよう進む対策、進まない対策の理由もさながら、時期がわかればさらなる理由の絞り込みにもつながると思います。ぜひ登録された日付の記入を推進していただくということなので、市民が情報をしっかりと読み取れるような形で流して、情報公開していただきたいと思っております。

続きまして、でありますけれども、よく見かける道路標示に関しましては、私のほうがなかなか引いてもらえない実情があるのかと思ひまして、公安委員会がかかっているものかと最初は理解しておりましたので、そういった申請等が絡むことによつて、なかなかそういった区画線の整理、線引き等が進まないと思ひておりました。

今のご答弁をお聞きした中で確認ですけれども、規制が伴わない区画線に関しては、道路管理者が引けるという解釈でよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいま議員がおっしゃられたとおり、規制が伴わないものにつきましては、道路管理者のほうで設置できます。例えば道路でちょっと見かけたことがあるかと思ひますが、まず通学路のマークですとか速度を落とせあるいは通学路注意、スクールゾーン、それから歩道が整備されていない道路で、道路の路肩部分に緑色の標示がされていることなんかを見たことがあるかと思ひますが、こちら道路管理者のほうで引けるものということでもあります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 丁寧なご説明ありがとうございます。

その中でもう一つ、ちょっとお聞きしたかったんですが、自転車等の通学といったような例えば大都市圏のほうでは引いてあるんですけれども、そういったマークも道路管理者のほうで引けるのか、一つお伺いしたいんですけれども。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） こちらは歩道と同じように、自転車道、自転車の通行帯を決めて、そ

う道路に対しまして標示をするものですので、そういった自転車通行帯等の区画を設けられるような道路につきましては、管理者が引けるものというふうなことだと思いますが、今そういう通行帯を分けて引けるような道路がなかなか市内でないものですから、実際にはそういったものは少ないという現状であります。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございました。

こちらの今の自転車の標示に関しましては、ちょっと余談になってしまうんですが、6月1日から道路交通法の改正がございまして、自転車は軽車両の扱い、きのうもちょっと交通事故で77歳の方が千葉県のほうでイヤホン差していた青年の運転の自転車で亡くなってしまったということがありまして、これ厳格な法令の対象の年齢が14歳ということで、中学生が絡んできてしまうこともありまして、今部長が言われたとおり大体の歩道には、歩道が設けられている場所には、大人が子どもと手をつなぐマークあるいは自転車のマークで看板が設置されているんですけれども、たまに抜けているところがあったり、あとは歩道が欠けてしまったときに、子どもたちはどっちを走ったらいいのか、そういったところがありますので、この後出てくるグリーンベルトもそうなんですが、そういったところをしっかりと道しるべをつくってあげないと、子どもたちが指導を受けてしまう可能性があるということもございまして、きちんと自転車に乗って通学している子どもたちを惑わせないように早目の対策をお聞きしたくて、ちょっと自転車のほうのマークも聞かせていただきました。ありがとうございました。

それでは、のほうに進ませていただきます。

こちらは、道路標示等につきましてご検討いただけるようということで、ぜひ道路状況に応じた対応をお願いしたいと思いますが、現在は昔ながらの標識や場所をとらないスリムな巻き看板というものがついている場所が見受けられます。看板はドライバーへの周知であり、今回の道路の標示というものは、それぞれの周知を図れるメリットがあると思っております。

先ほど部長のほうでご答弁なさいましたグリーンベルトというものに関しましては、道路管理者のほうで引けるということでご了解しております。

ただ、このグリーンベルト、ラインの太さ、側道の白い線の場所ですね。あいている敷地の太さに限らず、各地域で対策として見受けることもできるんですが、幅員が狭い道路については、車の走る部分を広くとってしまうために路側帯の外側、要はその外側を人が歩くわけですが、そういった歩行場所が狭くなっている場所があります。そういった場所であってもグリーンベルトは引くことが可能なのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） グリーンベルトは道路の状況に応じて引けるということになっておりますので、どこでもというふうなことにはならないかと思いますが、一応通行量ですとか、それから歩行者の数ですとか、そういった危険の度合いを総合的に判断した上で、そんなに広いグリーンベルトが引けなくても、そういったものについては道路の状況に応じて考えていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 先ほど安全対策表の一覧を見ても、歩道の設置の要望をされている場所がたくさんありました。歩道を設置するという要望

があっても、全てを解決するまでには大変な予算と日数がかかってしまう、そういったところがありますので、歩道の設置は確かに理想であります。ただ、通学路としては、歩道の設置は最適な方法ではありませんが、それができるまでの対策として、このグリーンベルトを引いていただくことは、大変有効な手段と考えておりますが、お考えのほうをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 議員がおっしゃられたとおり、歩道につきましては最終的な道路の整備、歩行者の安全対策という歩道の整備が最終的な形になるというのは間違いのないことではありますが、予算ですとか、あとは用地の確保、そういったものもありますので、なかなかそういった進まない状況にあります。

そういったところから、学校周辺ですとか、通学路等におきましては、できるだけ通学路の標示ですとか、グリーンベルトの標示など、注意喚起のためはかなり有効だと思いますので、そういった路面標示については検討していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございました。ぜひ最終目的は歩道の設置としてそのまま続けていただきまして、そこまでの目標としてグリーンベルトの設置を推進していただきまして、視覚的效果で子どもたちには歩く場所の道しるべとして、ドライバーには人が歩く部分としての認識を持ってもらえるよう、そしてお互いが加害、被害にならないように、また全部はいかなくても心配する保護者の不安、それを1つでも取り除くためとしてこういった対策を打ち出していきたいと思っております。

続きまして、 つきまして、 こちらもご答弁いただきましたが、 1つの手段としては有効である。そして例えば通学時間中でこちらの対策を行っている場所も見受けられております。道路の広がる余地がない場所での対策としては、近くに迂回路のできる場所があるときには、ぜひ関係機関との協議を行っていただきまして、一つの解決策として実行していただければと思います。

最後に、 ついてです。

先ほども申しましたが、 121カ所もの要望が出ており、通学に関して危険箇所の対策は相当ご苦労なさっていると感じております。場所によっては、国や県などの幹線道路ともなると、それこそ対応が難しいところがあると思っております。

そこで、今回の質問の趣旨ですが、スクールゾーンの設置ということで表現をしてしまいましたが、イメージをやすくするために伝えてこう書いてしまったんですが、新たな言い方というか、想像してほしい言い方で考えますと、スクールのエリアの設定というような感覚でございます。

こちらは、本市の各学校に当てはめてみますと、学校の近辺には学校が近くにあることを知らせるのが極端に少ないと感じました。そこまで通っている子どもたちが通学路として歩く場所への道路標示や標識の数がばらばらでそろっていないところも見受けられます。

そこで例えば子どもたちが通う学校を軸にして、半径500m周辺に道路標示等で通学路の標示であったり、先ほど言っていた道路を一部緑のゾーンとか茶色のゾーンで着色する、こういった標示を各学校ごとに設けていくことで、近くに子どもたちが通う学校があると、そういったドライバー等に周知あるいは認識していただくといったこともできると思うんですが、こういった施策は実現可能であるかどうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいまのそういったスクールゾーンエリアですね、それにつきましては安全点検プログラムのほうの実施状況があれなんですけれども、簡単にお知らせいたしますが、先ほど121カ所の内容で、これらの実をいいますと26年度末現在では警察、公安委員会のほうのお世話になったりということがありまして、多少時間のかかったものもありますが、押しボタン式の信号機の設置ですとかあるいは道路管理者ができる区画線の引き直しなどを含めまして、対策完了が121カ所だったもののうち22カ所ほどやっております。

あと、現在対策実施中ということで、これは歩道を整備するために県なんかも含めましてやっただけしている箇所が路線箇所ですね。28カ所ほどあります。これは実際には、歩道の設置ですので、多少時間がかかるかと思いますが、実際に事業に入っただけしておりますので、数年の後には歩道が完成できる見込みということになるかと思っております。

さらに、そういった学校のそばにつきましては、グリーンベルト等もやっただけあるところがございます。例えば黒磯地区ですと豊浦小学校の西側の道路でありますとか、それから東那須野金田線といたしまして、これは沼野田和から木曾畑中のほうへ抜ける道ですね。それから鍋掛石丸線ということで、これは鍋掛小学校への通学路になっている部分、それから西那須野地区では高柳関根線といたしまして、これは槻沢小学校の南側のところですかね。あと市道太夫塚222号線など、5路線で現在約2,900mぐらいが実施されております。

それからあと、学校のそば、通学路のマークですとか速度を落とせ、通学路注意などもこれにつ

きましては、どのぐらいという数ははっきりと把握しておりませんが、そういったものもありますので、そういったものも含めまして今のところは、具体的にどういうふうにするというところまではちょっと考えておりませんが、今後関係する教育委員会ですとか、公安委員会なんかを含めて検討していければというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 場所のいろいろな進捗の状況を報告いただきましてありがとうございます。

決して市がやっていないというわけで、私言っておりませんで、既にやってある場所はしっかりと対策がなされているということで、地域間の体制が整っていないというところをちょっとお伝えしたかったということで、おのおので歩道がそろっているところはもちろん何もせずに、そういった通いやすい通学路というものが確立されているんですけれども、できていないところであったりというところは、先ほど言ったとおり全体的に学校ごと、32カ所ですよ。そういったところに入り口の付近の道路としては、全て着色をすることによって、ここは学校の子どもたちが特に通うエリアであるという周知の意味で報告をさせていただいたということで、各地域の要望で1つずつ例えばグリーンベルトを塗っていったとしても歯抜けになってしまうので、全体的な対策をやっていくという意味でちょっとお伺いさせていただきました。ご答弁ありがとうございます。

簡単にいうと、太陽の絵みたいなイメージです。そういうふうになることが理想であるという形で今回言わせていただいているんですが、一部分を強調するやり方とは違って、学校を軸とした円を描いて、光の部分を各通学路に充てることで、エ

リア内の周知はもちろん、エリア外においても通学路を標示あるいはグリーンベルト等で対策して、まさに通学路全体に光を当てられる政策みたいなものです。

少なからず、子どもたちが通う道路等にできる限り手をかけていただけたらと要望いたしたいと思います。

学校の近くでも歩道を設置できている場所、できていない場所、同じ市内でも状況はさまざまでございます。子どもたちには、元気に学校へ通っていただきたいし、それを見送る保護者の不安も全部とはいきませんけれども、払拭をしてあげられる、大きなことに順番待ちして年数が過ぎていくことを懸念し続けるよりは、今できることをスピーディーに行うことが必要であると考えております。

市の掲げる定住促進の中にも、こういった一つの取り組みから少しずつボトムアップを図っていくものだと考えております。

危険な箇所について行政は何か対策してくれていると、保護者や地域の方に理解していただくことで、その取り組みが住みやすいまちをつくるための根源になっていくものだと思っております。

政策をたくさんいろいろとやられておりますが、周知をして感じ取っていただける市民が少なければ、そのよさは伝わらない。たくさん事業がある中で、大変ご苦労なさるとは思いますけれども、まずは那須塩原市では安心してほにゃららができる、子育てができる、安全が確保できているから子どもたちを安心して学校に送れるとか、安心して何々ができる、この部分にもしっかりと対策をしていただける本市のこれからの対策にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、4番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平山啓子議員

議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 改めましておはようございます。

議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。今回2項目ほど質問させていただきます。

まず、1項目め、空き家対策の進捗状況についてお伺いいたします。

空き家の増加が社会問題になっております。総務省の調査によれば、全国の空き家は右肩上がりです。2013年10月時点で820万戸、住宅全体に占める割合は13.5%と過去最高を記録しております。人口減少や高齢化の影響で今後も空き家はふえ続けていく見通しです。

新築着工戸数を大幅に減らしても、2040年の空き家率は40%弱に達するという試算も出ております。

管理が不十分な空き家は老朽化で倒壊するおそれがあり、災害時の避難や消防の妨げにもなりかねません。ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火

など犯罪の温床になるほか、町の景観や衛生にも悪影響を与えます。

2014年10月現在、401の地方自治体が空き家の管理に関する条例を施行しておりますが、自治体任せの対応では限界があり、所有者の把握や撤去費用などの支援を求める声が相次いでおりました。

そのような中、空き家の解消に向けた空家対策推進特別措置法が5月26日に全面施行されました。市町村が固定資産税の納税情報を活用し、所有者を把握しやすくなりました。

そこで、本市において空き家の実態調査が行われたと聞きましたが、その現況をお伺いするものです。

条例の制定、空き家の利活用、具体的な事業についての取り組みをお伺いいたします。

国は、空き家対策を計画的に進めるための基本指針を発表し、本市も国の基本指針に基づき計画を策定すると思われませんが、その中で経済的に厳しい所有者への対応をお伺いいたします。

1項目めの質問です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 平山議員の質問に順次、私のほうからお答えをいたします。

まず、空き家対策の進捗状況についてでございます。

の本市における空き家の実態調査の現況についてですが、平成26年度に市街地を中心とした人口集中地区において、自治会単位で調査を実施いたしました。その調査区内の建物9,825棟のうち空き家は559棟で、空き家率は5.69%でありました。空き家559棟の44%に当たる248棟が現状のまま、または簡易な修繕で使用、居住が可能であり、22%の122棟が大規模な修繕を行えば使用可能、

残り34%に当たる189棟は、使用不能なレベルの建物となっております。

今回の調査は、空き家の有効活用を図る目的で行ったものであるため、危険と思われる空き家数については把握しておりません。

次に、の条例の制定、空き家の利活用、具体的な事業についての取り組みについてもお答えいたします。

空き家に対する取り組みについては、管理が不十分で防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼす、いわゆる特定空家への対応と活用可能な空き家の利用促進の2つの側面があると考えております。

特定空家への対応につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、空き家に対する立入調査や所有者等に対して必要な措置を求めることができることとなりましたので、これに基づいて効果的かつ効率的な空き家対策ができるよう、条例等の制定に向けて現在検討しております。

また、活用可能な空き家の利用促進については、空き家の賃貸、売却を希望する方の情報を空き家の利用を希望する人に紹介する空き家バンク制度の導入について検討を進め、市への定住促進に活用したいと考えております。

その他具体的な事業の取り組みにつきましては、今後特別措置法に基づいて空き家等対策計画を策定する中で、本市の地域特性を踏まえて検討したいと考えております。

の経済的に厳しい所有者への対応についても、今後策定する空き家対策計画の中で検討してまいります。廃屋化した空き家があっても、個人の財産であるため、原則的には所有者の対応が必要であると考えております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、一括して再質問をさせていただきたいと思っております。

ちょうど昨年6月に、この空き家対策について質問させていただきましたが、今回特別措置法が施行されて、また空き家対策が大きく前進したと思われる。それを受けて、今回また再度質問をした状態でございます。

本市における空き家という定義というか、それは、市内に在住して人が常時住んでいないということ、昨年はお伺いいたしました。今回現地調査ということでご連絡いただいたんですけれども、平成25年11月に、本庁内におきまして空き家対策研究会が立ち上がったと聞いております。その研究会のメンバーの構成は何人でしょうか。また、これまでの活動内容、また今回の調査は、この研究会のメンバーによる調査かお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） ただいまの研究会のメンバーですけれども、4月に生活環境部のほうから建設部に所管がえになっておりまして、今現在手元に資料がございませんので、これにつきましては調べさせていただいて、またご報告をさせていただければと思います。よろしいでしょうか、申しわけありません。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 25年11月に研究会というのは、結局生活課のほうで立ち上げられて、今回都市整備課のほうに移ったのでちょっとわからないということによろしいですか。今回の今の実態調査なんですけれども、研究会のメンバーによる調査かどうかと、今お聞きしたんですけれども、それもわかりません。

それでは、またかえて質問させていただきます。

今回市街地を中心とした人口集中地域、自治体単位で調査ということで、26年度から今ご報告を受けました。

その人口集中地域、また自治体単位での調査というのはどこの地域をいうのでしょうか。お願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 大変失礼をいたしました。

人口集中地域につきましては、おおむね用途地域という市街地の中で地域が決まっている、都市計画の地域ですけれども、ありまして、それに比較的近い地域になります。国勢調査をした際にD I D地区というふうに決めている地区が、ちょっとわかりづらいんですが市街地にありまして、そちらを中心に調査を行ったものであります。調査区は黒磯地区でいきますと36自治会、それから西那須野地区は6自治会ということで合計42自治会ほど調査をしました。これ塩原のほうには、そのD I D地区という地区がありませんので、黒磯でいうと駅を中心とした市街地、それから西那須野もやはり西那須野駅を中心とした市街地になりまして、そのD I D地区という地区を含む42自治会を対象として調べたものでございます。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） このときの調査をした判断基準というか、今のご答弁の中で黒磯地区、西那須野地区両方含めて9,825棟を調べて、その中の空き家が559棟でしたということですね。この空き家、内訳として現状のまま、また大規模な修繕で使える、また使用不能といった判断基準ですか、チェックポイントはどのようになされていますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） これにつきましては、うちのほうからシルバー人材センターのほうに調査をお願いしました。調べたのは一戸建ての建物でありまして、ふだん人が住んでいない住宅あるいは使用されていない事務所、店舗、倉庫などを対象といたしました。今回住宅だけではなくて、そういったものも含めてやっております。これはなぜ店舗、倉庫なども対象かといいますと、今回の空き家の調査の目的が空き家の有効活用をして、できるだけ定住促進につながればということ、市街地に限りまして、一戸建ての住宅のほかに事務所や店舗、倉庫なども含めて調査をしたということになります。

その判断の材料ですけれども、一応調査のシルバー人材センターの方々が調べる際には、自治会のほうから情報をいただきまして、それを1戸1戸現地を確認いたしまして、そういった中で、その後、電気ですとか水道のメーターが動いているのかどうかというものもあわせて調査したわけですけれども、実際に判断の基準といたしましては、住宅、倉庫、店舗等の状況を3段階に評価しまして、そのまま使えるもの、それからちょっと大規模な修繕をすれば何とか使えるものあるいは使えるに耐えないようなものというようなものを現地で目視によりまして、中へ入れませんので外から判断をしまして、そういった区分をしたということになります。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

そうすると、これはシルバーの方から情報をいただいて、都市整備課の方が調査をしたということでもよろしいですか。また、そのときに36の自治会ですか、その方も自分の地域を一緒にチェック

したというんではないんですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） すみません。最初のところの質問になってきたかと思うんですけれども、この際、市のほうは一緒に行ったとか、それから自治会のほうの役員さんが一緒に回ったということではなくて、自治会のほうからは事前に情報をいただきまして、そういった情報の中でシルバー人材センターの会員の皆さんが調査員として現地を回っていただいて、一つ一つの調査票をもとにそういったものを市のほうでそれを上げていただいた報告書をもとに集計をしたものということでもあります。

その際に、調査の時点は26年度ですので生活課のほうで所管をして、そちらのほう为主体となつてやった調査ということではありますが、市の職員、それから自治会の役員さんが一緒に回ったということではなくて、報告していただいた調査票に基づいて集計した結果ということでもあります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

今回の調査の目的が空き家の危険箇所ではなくて、あくまでもどれが有効に使えるかというのが目的ということで、この559軒の空き家の中にはそのようなちょっと危険箇所、特定空き家に指定されざるをなかったというふうに考えてよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今回は、目的がただいまのきのうから言われましたように、定住促進の利活用を目的としての調査だったということで、特定空き家、危険な空き家を調べるという目的ではなかったものですから、その数、559棟の中にと

のぐらいの危険な建物が含まれているかということにつきましては、現在まだ把握はしていないところでもあります。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 今回の有効活用ということで市長のほうから空き家バンクの登録ということご答弁がありました。その空き家バンク制度を市民の皆様に周知をしていく方法として、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 空き家の利活用について、空き家バンクということですが、今後空き家等対策計画というものを策定していきますので、その中でその空き家バンク等についてもそういった制度について検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはりこれは各自治体でいろいろな有効活用が、利活用が今後これから考えられると思うんですけれども、これは他市の例なんですけれども、定住促進へ向けての空き家バンク利用者に金利を優遇するという点で出ていましたので、ちょっとご報告申し上げます。

市外から転入してくれる、あくまでも子育て世帯を対象とした若い世代ですね。空き家子育て活用促進奨励金とつけまして、やはり空き家に対するリフォームの工事の助成金とか、また新築建てかえ費用の一部を助成するとか、これはあくまでも5年以上定住することが条件だそうです。

また、空き家バンクに対して固定資産税の納税通知書に空き家バンクのチラシを同封するなど、いろいろな周知工夫をやっているということも聞

きました。

また、これは小山市ですか、これも一つの例ですけれども、空き家の有効活用ということで、高齢者の共同住宅にした。介護保険制度の改正でかなり厳しい、軽度の支援者へのサービスが低下されるということを懸念されまして、ひとり暮らしのお年寄りがみんなで共同する。そういういろいろな不安に応えるために月額6万円程度の年金生活で十分に対応できるという空き家の共同住宅を小山市では建てたというような、このような例もございます。

これは一つの例ですけれども、これからの空き家に対する調査もこれからずっと続けられると思うんですけれども、今後の予定としてどんなような進みぐあいをやるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今後の調査についてということでございますが、今の先ほど市長のほうからご答弁申し上げましたように、まず条例を制定するというので、今年度進めておりまして、また並行いたしまして空き家等対策計画というのも策定することになっておりますので、こちらもそれと並行する形で、その後時期等についてはまだいつごろというふうには言えませんが、こちらのほうの計画も進めることになりまして、また次どういうふうに関後の調査をするかというのは、現在では未定であります。また調査をしていない家屋が相当数ありますので、そういったところについても、今後調査をしていきたいというふうに関考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） これは総務省の統計調査のことなんですけれども、まだ平成20年度にお

きまして、本市の空き家の統計調査の結果ですと、昨年の質問のときに、空き家は本市において約9,500あるとお聞きしました。今回5年たちまして平成25年度10月1日時点で1万740戸数、これが空き家の状態だということも下野新聞に出ていましたので、お聞きいたします。

やはり5年間で約1,000戸以上ふえたという主な原因は、本市としてはどのように捉えているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） そういった原因の特定というんですか、そういったところまでのあれはしておりませんが、一般的には核家族化によりまして相続される方が別な地域あるいは別な家屋等、世帯を持って住んでいる場合に、親御さんが亡くなってしまって、そういったうちが廃屋というか、空き家になるというようなケースが一番多いのかなという感じがしております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 住宅土地統計調査ということで、この調査につきましては空き家ということで先日の下野新聞にも1万740という数字が出ておりましたけれども、この内訳としましては二次的住宅というようなことで別荘とか、アパート等の空いているところ、売却用の住宅、そういったもの全て含んだ数字となっておりますので、純粹に問題になるような空き家というところで、私も捉えているのは2,980棟という数字かなというふうに見ております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 空き家の今回の対策特別措置法は、所有者には家屋の適切な管理、また自治体には移住対策といった空き家の有効活用が

求められております。

先ほどもダブルしますが、全国の空き家の総数は82万戸、うち居住者のいない住宅は318万と聞いております。10年前の1.5倍にもふえているというそうです。

倒壊などの危険がある建物が著しく傾いている。衛生上、有害であり、ごみの放置、多数のネズミやハエなどが発生している。周辺の生活環境に悪影響を与えているなど、また景観を著しく損なっている、このようないずれかに該当するのを特定空家とこれから認定されるわけですが、そうすると今までやはりちょっと甘えていた所有者の方も今度はちょっと慌てなくてはなりません。所有者に修繕、撤去、勧告、命令が可能となりました。また、命令に従わない場合は強制解体も行えるという、このような法律ができました。この法律は、市町村には町再生の根源を委託したようなものです。

特定空家の対応といたしまして、今、市のほうもいろいろ対処があると思いますけれども、やはり勧告を受けた所有者に固定資産税の特例を撤廃するのも一つの有効手段だとあります。税負担が大幅にふえると、やはり所有者はこれまでのように放っておかず、メンテナンスや活用を何とか考えよう、また所有者の意識のこれも啓発になってくると思います。行政代執行となる前に何らかの対応をするようになってくるのではないかと思います。

また、経済的な理由で何もできない所有者もいるということも考えなければなりません。やはり代執行を待っているといろいろな手続や費用負担で自治体がとても厳しい状況です。

しかし、所有者にあくまでも自主的な対応へ促すための何らかの施策を講じなければならないと思います。この点はどのようにお考えでしょう

か。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 優遇措置等の対策についてですけれども、これにつきましては今後条例を制定したり、それから空き家等対策計画を策定していく中で、この辺につきましてはどういったものがいいのか、どういったものがあるのかといったものも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） またやはり所有者の方が遠隔地に住んでいる方もいらっしゃいます。そういう方などは、田舎に土地がある。何とかしなくてはならないというような不安、心配もあると思いますね。そういう中で持続、管理、処分、利活用に悩む人もいるとも思います。そういう方の相談窓口やまた地域住民、周辺のいろいろな苦情、それに応じるための体制の整備はどのようなふうにご検討しておりますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 苦情等の受付窓口ですが、これにつきましてはことし4月から所管が建設部のほうに来ておりまして、建設部の都市整備課住宅係のほうで窓口になっておりますので、そういった苦情等については、そちらの係のほうにということをお願いしたいと思います。

対応等についても、また今後そういったものについては検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはりこの空き家、空き地で近隣にご迷惑をかけているところがたくさ

んありますけれども、今まではそれに何の手も加えられないで、近隣の方はやはり個人の財産なんだから何とかしてもらいたいといっても、現になかなかそれが一向に進まない状態だと思います。

また、市の対応としても、1回だけはやはり所有者の方に勧告というか、通知をあげますけれども、あとは当事者同士でやってくださいというようななかなかそういうのも進まなかったと思いますね。そういう中でやはり自治体が一生懸命それには対応しているご苦労もあると思います。そういう中でもう一步進んだ、やはり市の対応として、今までは生活課だったのが今回建設部になるということですが、相談窓口として、また空き家の利活用として、そのような周知は市民の方には徹底されているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 今回所管が建設部に来たということでありまして、そういった空き家対策についてのPRがされているかということですが、そこまで大きく周知というふうには多分至っていないのかなという現状でありますので、この辺についての周知につきましても、これからずっと続く問題でありますので、この辺につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） わかりました。

これから具体的な利活用、また具体的な事業を今後取り組まれると思うんですけれども、現在のところ、例えば新たな事業としてこんなのを考えているんだというような案がございましたら、お知らせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（君島 勝） 具体的には今のところ何もありませんので、これから条例、それから空き家等対策計画等の策定にあわせて、その辺につきましても十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 市長。

市長（阿久津憲二） 大変私が聞いていても歯切れの悪い答弁が続いていまして、現実として、これ非常に難しい問題で、おくれをとったといえはおくれをとった分野の一つだと思っております。

この要因には、ご存じのある方は多いと思いますが、私のうちの周辺もそうなんですけれども、昭和40年代、50年代、パブル真っ盛りのときに、大量の山林が分譲地として売り出されまして、その中でうちが建ったのは10分の1か10分の2、あとは放置された山林で、きのうの吉成議員の質問で公園があっても道路がなく、行けないよ、どこにあるかも誰も所有者もわからないんですよ。もう道路も木が生えちゃっていますんで、これは那須塩原よりもっと隣の町で激しい状況がございまして、隣の町なんですけど、お聞きいたしましたところ、税務的には処理をするんだけど、もう言っても別に固定資産税をもらえるなんていう当ては全くなくて、そういうような現状もあって、いい別荘として第二次住宅として管理された部分も大分ありますが、それはごく一部、ほとんどは放置されて。

よく駅におりてどういうところに行きたいんだけれどもと聞く人が結構いるんですよ。何で行くんですかという、自分の土地に行きたいと。それは聞かれてもわからないと。特に那須塩原の場合は区切りがいいんで、ある程度探せるんですけど、寺子とか豊原とか、こうなったらどこにその土地

があるのかも全くわからない、こういう状況が相次いでいまして、こういうことは地域にとって空き家だけではなくて、もう土地の所有も持っている人もわからない。そして亡くなって、相続だけ形をして、もう興味もない。何とか10万でも20万でも市で引き取ってくださいますと、何千、何万の区画を市が引き取るというわけにもまいりません。

こういうようなことで、空き家についても本当にもうびっくりしますから、行ってみると15年も来ない別荘、ずっと竹が生えて、畳を突き抜いて竹が天井裏までいっちゃうと、そういう光景をたくさん見ておまして、どうしたらいいか、ぱっと頭の中でなかなか浮かんでこない、こういうのが多分建設部で所管がえになって、こういう現況、現地も見えていないはずですし、意外とつかんでいないと私は感じておりますので、これを機会に質問でも再々ありましたので、徹底した方向で調査をしながら条例をつくるものはつくる。また利用についても利活用についても具体的な政策を打っていく。今そこまでいっていないから聞いていて、何か自信なさに、私が聞こえちゃうんですよ。こういうことも助け船ではありませんが、現実としてなかなか手の打てない状況が進行していると、こういうこともご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

空き家の問題は、本当に各自治体で深刻な問題だと思います。ましてこれからはやはり新たな事業として、管理サービスとか、そういったのに手を挙げる事業が一つ伸びてくるんじゃないから、空き家がふえればふえるほど、やはりそれに対する建設業界とか、そういう方の管理を肩がわりしてあげますよ幾らでとか、そういうような商売

がこれからはふえてくのではないかなと思います。

また、特定空家をふやさないためにも、やはりそれには各自治体でも頭が痛いところですけども、補修費の助成、また貸し出し、空き家を利用した地域活性化のアイデアのこれから創出をまた期待したいと思います。

1項目めの質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

生活環境部長（渡邊秀樹） 大変失礼いたしました。

市長のお言葉にありましたが、その業務を手放した生活環境部のほうでございますが、一番先にご質問のありました空き家等対策研究会につきましては、生活環境部が所管としまして平成25年度に立ち上げた部分で、実際に活動したのは平成25年度1カ年のみの活動ということでございます。

ご質問の内容がどのような構成かということでございましたので、庁内の企画、それから生活環境、建設、産業、そして総務所管の係長9名で構成してございます。実質活動内容につきましては、4回ほど活動しまして、現状の問題点の抽出、そして解決に向かっての方向性ということで、この調査に向けての検討を進めたというふうに記録のほうは残っております。

以上、発言させていただきます。大変失礼いたしました。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、引き続きまして2項目めの質問に移らせていただきます。

「産後ケア」で育児不安解消をお伺いいたします。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1カ月間は身体的、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な栄養とサポートが必要です。

近年、女性の出産年齢が年々高くなり、出産する女性の親も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。

また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなってきております。

出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われております。

妊娠・出産包括支援モデル事業が26年度予算から国に計上されました。少子化対策を進めるに当たり、産後ケア対策は喫緊の課題であります。

そこで、本市の産後ケア対策についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 2の本市の産後ケア対策についてお答えをいたします。

現在本市では、産後の支援といたしまして保健師による家庭訪問、電話相談、助産師による新生児訪問、母子保健推進員による乳幼児訪問を行っており、子育ての不安や困りごとの相談などを受

けております。

保健師による家庭訪問及び電話相談は、相談希望のあった方や支援が必要な方へ、助産師による新生児訪問はおおむね生後2カ月までの間に訪問希望のある方へ、母子保健推進員による乳幼児家庭訪問はおおむね生後4カ月までに全戸を対象にそれぞれ実施しております。

ご質問の産後ケア事業とは、家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子を対象として心身のケアや育児のサポート等をするため、宿泊型、またはデイ・サービス、アウトリーチ型により行う事業であります。

宿泊型は医療機関等において空きベッドの活用等により、心身のケアや育児のサポートをデイ・サービス、アウトリーチ型は日中のサービスまたは訪問型のサービスにより支援をするものでございます。

この産後ケア事業は、新しい事業であり、本市では実施をしておりませんが、同様のサービスは、宿泊または日帰りによるケアを那須赤十字病院及び国際医療福祉大学病院において実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、再質問させていただきます。

本市の産後の支援として子育て支援においても妊娠、出産、育児と切れ目のない支援策が講じられております。現在大きな議題は、出産前と直後の対応が必要だと言われております。妊娠中からの切れ目のない持続的な継続的な支援が必要と言われております。

先ほどご答弁にありましたように、本市においても本市の産後の支援として子育ての不安、困りごとの相談を保健師さん、助産師さん、また母子

健康保健推進員さんの方々が一生懸命に現在取り組んでいるところです。本市は、年間約1,000名の新しい命が誕生されております。

そこで、一番大事な生後2カ月またその間に保健師さん、助産師さん、推進員の方にお世話になっているところですが、ただいまの御希望がある方に、支援が必要な方に訪問するとありますけれども、大体100%まではいかないでしょうけれども、月々、おおむねどのくらいの方が相談、または支援をしているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答え申し上げますとおり、母子保健推進員さんによります全戸訪問は、基本的には全戸行くというところでございますけれども、助産師による訪問あるいは保健師による訪問、指導等につきましては、希望等に応じてということでございます。

去年度の実績でございますけれども、保健師が訪問した実績をまず申し上げますけれども、実人数としては365人のこれは子どもさんが生まれた方及び子どもさんという両方を数えてございますけれども、365人と。それから繰り返し行く場合がございますので延べ人数は若干ふえますけれども478人という数字がございます。

それから、助産師による新生児訪問といたしましては、新生児の数でいいますと実数が98、これは複数行ったという意味でございますけれども、101人、それから生まれた後ですからお母さんになりますけれども、これは実人数は子どもさんの数と同じ98と延べ人数は99でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはりいろいろな立場の方がいらっしゃると思うんですけれども、希望

されない方、そこに訪問ができない方の対応というのは特別やっているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 保健師が訪問をしていないということでございますので、基本的に手帳交付のときから保健師がかかわる必要があるところは、特に中心となつてかかっていると聞いております。

議員からのご質問がありましたとおり、おおむね1,000人ほどのお子さんが年間生まれてくる中で、保健師の目から見て継続的な支援が必要だというのは、年によって若干違いはあるでしょうけれども、2割程度というふうに聞いてございます。そういうところには支援の中身にもよることでございますけれども、それぞれ必要な時期を見計らいながら声をかけているというところがございます。一方保健師の目から見て、例えば生まれた後、それぞれの生まれた方のご両親の支援とか、家族の支援が十分得られるとかということで、特別かかわりがないというところについては、そのまま申しますか、特別なかかわりは持っていないということでございますので、ご質問のところにつきましては、希望がないというところにつきましては、特段のフォローはないものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 母子保健推進員の方が現在77名いらっしゃるというふうに聞いていますけれども、この推進員の方の仕事の内容とまた地域の担当があるのかどうか。また現在この人数で足りているのかどうか、また資格が必要なのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、人数で足りているかということですが、人数的には足りているというふうに聞いてございます。

それから、特別な資格は必要がないと聞いてございますが、講習を受けていただくということで、皆さん講習を受けていただいた上で訪問をしていただくと。

それから、明確な地域割りをちょっと今手持ちにありませんが、地域割りがあがるようには聞いてるところでございます。

それから、仕事の中身でございますが、それぞれ生後2カ月、3カ月、遅くても4カ月までのお子さんのところに訪問して何か困っていることがあるとか、生育の状況とかを聞き取ると。何か困りごとがあれば、保健師に引き継ぐというような仕事の中身になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） そうすると、この推進員の方は現在77名で足りているということなんですけれども、生後4カ月までに全戸対象を訪問、この77名の推進員さんで訪問しているわけなんですけれども、その後の仕事というか、4カ月までの全戸訪問が終われば推進員さんの仕事は終わりというか、そんな感じでやっているんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 推進員さんといましては、生後二、三カ月のころを中心に訪問するというのが仕事でございますので、それ以降については特段仕事があるというふうには聞いてございません。ただ、当たり前ですが、お子さんは毎月平均的に生まれてきますので、毎月仕事があるといえれば毎月仕事があるというところござ

います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

この推進員さんは、やはりこれからも適切なケア、サービスを提供するにはいろいろな人材が必要とされているんでしょう。特別な講習を受ければ、誰でもなれるとっては失礼ですけども、受けていればということなんですけれども、やはり今までに何かちょっと問題が起きたとか、そのようなことはありませんでしたか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 基本的には母子保健に熱意のある方ということでお願いをしているところで、資格は特に必要ないというふうに聞いてるところでございます。訪問した後の中で、何かトラブルが起きたということは、私は聞いてございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

国におきましては、妊娠期から子育て期に当たるまでのシーンについて、妊娠・出産包括支援事業というのが実施されております。出産包括支援センターの立ち上げ、産前、産後サポート事業、また今回質問した産後ケア事業の三本柱と言われております。先ほどもご答弁がありましたように、産後ケアは本当に産後支援してくれる人がいなかったり、心身のケアが必要な母、子に対して助産師等が24時間体制できめ細かなケアをされると言われております。

これはあくまでも大都会の例なんですけれども、例えば世田谷では、全国初の産後ケアセンターが設置され、生後4カ月未満の子どもと母親に対し

でのショートステイ、宿泊ですね。また日帰りのデイ・ケアを実施され、利用者にも大変喜ばれて、安心して育児ができるというようなことも聞いております。

また、これも大都会なんですけれども、川崎市におきましても助産所がたくさんあります。そこの中の助産師会がメンバーとなり、中心となって、産後ケア事業を始めたと聞いております。こどもやはり宿泊、訪問型で利用者のあくまでも負担の軽減あるいは期間の拡充などに現在取り組んでいるということです。

本市におきましては、確かに助産所は少ない現状です。宿泊、日帰りは現在那須赤十字病院、国際福祉で実施されていると今ご答弁がありました。

そこで、やはり医療目的外は、どうしても保険が適用されない、実費で利用している現状ではないかと思えます。そういう利用者の方への負担軽減措置はできないものかどうか伺いたいします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初の答弁の中で宿泊ですとか、デイ・サービス、アウトリーチ型の支援ということで、那須赤十字病院、それから国際医療福祉大学病院においてそのようなサービスを行っているというふうに申し上げたところでございます。

費用につきましては、中身によってちょっとばらつきがございますけれども、宿泊をされれば例えば那須赤十字病院ですと1泊2日されますと5万円、それから国際医療福祉大学では3万円とかの費用がかかると。日帰りの中では、コースによってばらつきがありますので、何とも言えないですが、2万円程度かかっているようでございます。

那須塩原市が産後ケアということで、そういう支援をするとすれば、現実に市が施設をつくって

利用いただくというのはなかなか難しい、産科の先生の確保ですとか、助産師さん、看護師さん等を確保してと考えるとなかなか難しい。もしやるとすれば、そういう既存の施設の利用に助成をするということになるのかなというふうには思うところでございます。

ただ、今申し上げましたように、相当な額になります。助成をどれぐらいするのか。それからこれは空きベッドを活用してやっているというふうに聞いているところでございますけれども、市の事業として行くとすれば、たまたまあいていればいいというわけにはいきませんので、ベッドを確保するとかということも考えなければならぬかと思えます。そうすると、どの程度の利用希望者がいるのかということも現実つかんでいない状況でございます。

これから定住促進ということでは、当然妊娠期から出産、育児と切れ目のない支援をやるということで、たしか櫻田議員のご質問の中にも、市長の答弁の中にも、いわゆるネウボラというものの事業に保健福祉部もかかわってやっていかなきゃならないんだぞというような私に対する指示ではないですけれども、そのような発言があったかと思えますけれども、そういうことは当然今考えているところでございます。その中では今すぐやろうというところまでは考えてございませんけれども、利用者の希望の状況ですとか、調査ですとか、そういうところには取りかかる必要があるのかなというふうには思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはり誰もが平等に、本当に分け隔てなく安心してできるような体制を今こそつくっていただきたいと思えます。

妊娠がわかったときに、日本ではまず足を運ば

のは病院です。その後、母子手帳をもらいに自治体の役所、母親学級があれば保健所、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶのが普通です。出産後は、今度は小児科や保育園、幼稚園、自治体役所、保健所等は、行く先はやはり数カ所に分かれ、もちろんそれぞれの専門家のサービスや支援を受けるということは重要であります。例えば子どもの持病や家族の事情など、毎回説明が必要になることとなります。

先ほどからちょっと部長のほうからも発言がありましたけれども、フィンランドの自治体にもネウボラという子育て支援を行う施設があります。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスの場所を意味すると言われております。出産、子どもネウボラは、妊娠期から就学前にかけての子ども、家族全体を対象とする支援制度で、かかりつけネウボラ、保健師を中心とする産前、産後、子育ての切れ目のない支援のための施設拠点をも意味すると言われております。

1920年代にフィンランドは貧しく、妊婦の死亡率や乳児死亡率が高く、全ての母、子が健康でいられるように妊婦健診を定着させることが初期の優先課題であったと言われております。ネウボラ活動のパイオニアは、小児科医とその同僚の看護師や助産師、民間の有志の草の根活動から始まりました。それがやっと認められ、1944年に制度化され、市町村自治体に出産ネウボラと子どもネウボラの設置が義務づけられ、現在全国800カ所以上の出産、子どもネウボラがあるとされております。

また、ネウボラのメーンは、あくまでも大意は話すこと、小まめに話を聞き、家族に寄り添い、母と子、またその家族全体を支え、生活全般相談し、そこでいろいろな本当に信頼関係が生まれ、精神的なケアを深め、その中でじゃまた二子も出

産しようと、そういう前向きな希望が出ていると言われております。この出産ネウボラはやはりいろいろなトレーニングを積んでいますので、親しみを込めて彼女たちのことをネウボラおばさんと呼んでいるそうです。

社会保障が適切に機能しているフィンランドならばしようがないよとは言っていただけないと思います。定住促進を兼ねて安心して産み育てられる那須塩原市版のネウボラの設置のお考えはありますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 大変いい質問だと思います。というのは、今真剣に制度設計が進行中と、いずれの日か、そう長くなく議会で公表できる日はあると思っております。

それともう一つ、実は先日、母子推進員の総会にどういうわけか呼ばれてお邪魔をしました。77名ほとんど全員とても元気があって、出席をして、余り元気があるものですから、私思わず、この市は過去30年間で、栃木県で20%台人口減少した5つの市の1つ、宇都宮、小山、さくら、高根沢、那須塩原あとはほとんど50%前後ひどいところは70%子どもが減っているんですね。そういう意味でこれからもこの市は子どもが減りませんから、皆様の活躍があすの那須塩原を必ず勇気づけていくと。こういうお話をしたついでに、人の子どもばかり心配しないで、自分たちもあと1人つくってくれないかといって、大変失笑を買ってきた、こういう経験もございまして、推進員さんにつきましては非常に活力あふれて元気に、自分の役職にプライドを持ってやってくれているんだな。本当にそういう感謝の意を持って会場を後にしたことも申し添えさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 今市長に勇気づけられました。

新しく新庁舎もいずれはできると思います。そのときにやはりどういようになるかわかりませんが、子育ての世代の包括支援センターが本当に細々と行き届くように、そこでワンストップで子育て支援ができるようなことを切に願っています。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一議員

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。11番、日本共産党の高久好一です。一般質問を始めます。

それでは、1番からです。

「非核平和都市宣言」の取り組みについてです。

市は合併後、非核平和都市宣言を採択し10年がたちました。安倍政権が国際平和支援法案と平和安全法制整備法案、いわゆる戦争法案を国会に提出する中、平和を求める市民に応える具体的な取り組みと考えるについて伺うものです。

です。非核平和都市宣言自治体として中学生の被爆地への派遣や平和図書月間など具体化に取り組む考えはありますか。

です。西那須野支所の非核平和都市宣言の懸垂幕の掲示を定期的に行う考えはありますか。

です。非核平和都市宣言の自治体の市長として海外で戦争する、いわゆる戦争法案をどう捉えているか見解を示していただきたいと思います。

以上、3点について答弁を求めるものです。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 高久議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、非核平和宣言都市の取り組みについてでございますが、の非核平和宣言自治体として中学生の被爆地への派遣や平和図書月間など具体的に取り組む考えはあるかについてですが、現在中学生の被爆地への派遣、平和図書月間という取り組みは行っておりません。今後ともそういう取り組みについては、実施する予定はございません。

市内全中学校において社会科の公民分野等で平和に関する学習を行っており、小中学校の国語科でも戦争や原爆を題材とした作品を学ぶ機会があるなど、通常の学習の中で平和の大切さへの意識づけはできていると認識しております。

また、去る8月5日から14日の10日間、広島県にあります広島平和記念館資料館の協力のもと、広島・長崎原爆写真パネル展を本庁舎1階、市民室において開催する予定でございます

学校での歴史の学習に加え、こうした機会を提供しながらこれからも核兵器のない平和な世界の実現に向けた市民への意識啓発や歴史の継承に取り組んでいきたいと思っております。

次に、の西那須野支所の非核平和都市宣言の懸垂幕の掲示を定期的に行う考えはあるかについてですが、西那須野支所における平和都市宣言の懸垂幕については、これ誤解をいただくともういんですが、作成してかなりの年月がたって、とめ金が壊れ、懸垂幕がひびだらけになって現在新調しておりますので、今後につきましては、継続的にできるだけ見つけのいいところを選んでかけさせていただきたいと、そういう状況で現在進行し

ておりますので、定期的な掲示は今後行われると理解をしていただきたいと思います。

また、の非核平和都市宣言自治体の長として、海外で戦争する戦争法案をどう捉えているかについてですが、ご質問ではございますが、この国の安全保障あるいは外交なんかも含まれると思いますが、国としての専決事項と私は捉えておりましたが、もちろんニュースや新聞などを通して連日この様子あるいは進捗の状況等については承知しておりますが、当然のことながら一人の首長として高い関心を持って見守らせていただいております。

冒頭申し上げました国防という国の責務に関することでもありますので、質問者にとっては大変食い足りない答弁になると思いますが、一地方自治体の長という立場で意見をここで申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。一人の国民として、この問題を真剣に考え、国会等における審議の状況などについては、最大の注視をしてまいりたいと思っております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

それでは、随時再質問を行っていききたいと思います。

1番目の質問で、本庁1階で原爆パネル、写真展を行う予定があるというお話がありました。これは市がやるということによろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これにつきましては、先ほど市長のほうから答弁がありましたとおり、広島平和記念資料館の協力をいただきまして、そこから写真のほうパネルをお借りしまして、市のほうで実施するというふうなことであります。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 広島のほうからと、広島……

〔「平和記念資料館」と言う人あり〕

11番（高久好一議員） 平和記念支局という、そうすると広島の方の非核、原爆、そういう団体を記念してということですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この広島平和記念資料館といえますものは、広島にあります広島平和記念公園、そちらにありますそういった資料館というふうなことであります。そこはどかが設立しているかというのは、広島市のほうで設立をされているというふうなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 那須塩原市としては、非常に新しい取り組みだと、私は評価したいと思います。

たまたま細かく聞いたのは、那須塩原市の公民館を利用させていただいて、私たちの9条を守れ、原爆平和資料、そして原爆展という新婦人を中心にして、こういう催し物を那須塩原市の公民館であちこちで行っています。1年間に三、四カ所、公民館祭りのたびにその地域で市の施設を借りて一緒に行っていると。使っているのは、DVDですと、人間を返せの上映、そして広島、長崎の原爆のパネル、こういったことを市の施設、場所的にはいきふれ、厚崎公民館、東那須野公民館、西那須野公民館大体4カ所、多いときは5カ所、6カ所でこういう催しをやっているものです。

ほとんど今言われたのは、私たちがやっているのと同じ内容のものですから、自分たちでそういうパネルやDVDを用意して持っているということで行っているということなもので、こちらのや

っているのと一緒なのかなと、合同なのかなということがあったので、ちょっと細かく聞きました。

今まで那須塩原市は非核平和都市宣言を合併後改めて採択して10年間ということをやってきましたが、こういう行事はほとんどありませんでした。県内では、先ほど言いました平和図書月間、これは宇都宮市が市役所の玄関を7月から8月にかけて、平和図書、戦争の悲惨さ、平和のとうとさ、こういったものを中心とした図書を前面に並べて行うというものです。

それから、那須塩原市は考えていないと言われました。広島、長崎の世界大会、あわせて平和祈念式典、その時々行事に合わせて中学生を派遣するというのが県内でも小山、足利、鹿沼、那須烏山市も行ったことがあるということで、那須塩原市は宣言の塔を建てただけ、懸垂幕を掲げただけになっているのが那須塩原と、これを栃木県内で行われてきました。事業を具体化しているのは、自治体の予算は125万から300万程度と、こういったことで那須塩原市もしっかりとこういう平和のとうとさを認識する、こういう子どもたちに参加してもらい、もちろん子どもたちにはポスターや絵画、作文などもあわせて自由参加のもとに行ってもらおうと、ぜひともやっていただきたいということでこの質問を取り上げました。これがこの質問を取り上げた最大の理由でございます。

続いて、それでは先の2番のほうに入りまして、西那須野の懸垂幕のお話がありました。私のほうも去年もそうだったんですが、ことしも6月の終わりから7月にかけて平和大行進というのが北海道の礼文島から始まって3コースに分かれて、この栃木県にも入ってまいります。福島県から那須町に入って、那須塩原市は6月28日と29日が西那須と大田原ということで、栃木県の市町村をくまなく歩いて7月に利根大橋で埼玉県に渡すと。こ

のバトンが広島、長崎の世界大会、そして平和式典に届けられると。その際、集められた署名も一緒に国会や国連に届けられると、こういうことが行われています。

そういう中で西那須野の懸垂幕、私のほうも10年がたって非常に傷んでいるという話を聞かせていただきました。再質問で更新するようお願いする、そういう段取りになっておりましたが、市長のほうから既に新しいものと、考えているということでありありがとうございます。ぜひ楽しみにしています。28日には恐らく懸垂幕がはためいているんではないかと思うんですが、その辺のところはどうでしょう。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（関谷正徳） 今更新の手続きをしているところでございますので、ちょっと日程はまだわからないんですけども、どちらにしろ間に合わなければ、補強して今使っているものを掲げたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） わかりました。28、29日には間に合わないかもしれないけれども、新しいものが準備されているということで承りました。

あと私よくわからなかったんですが、西那須野支所の場合は、どうして南側に掲示しているんでしょうか。どうして西那須野庁舎の正面に懸垂幕を掲示していなくて、南側に掲示してあるという理由は、わかったら聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

西那須野支所長。

西那須野支所長（関谷正徳） 南側に懸垂幕を設置するための手すりがあるんで、あちら側にどうしても懸垂幕を全て掲げるような形になっていきます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 私、何年か前に聞いたことがあるんです。那須塩原の西那須野の町民の方、市民の方にもしっかり認知してもらおうと。あわせて西那須野町は平和非核都市宣言をやった誇り高い町だよということで、新幹線や東北線からもしっかりとほかの人たちに見ていただくんだと。そのためにあの南側に懸垂幕を掲示しているというお話を伺ったことがあります。どうして西側の広い木立の豊かなあの土地に掲示していないのかなと思ったことがあるものですから、そういうお話だそうなんです。いずれにしても、ありがとうございます。

さらに、話を進めていきたいと思います。

に入っていきます。

平和都市宣言の市長としての市長の見解を求めました。国の安全、外交など専権事項で、一市長としてはというお話でした。そういう中でしっかりと国の動向を見守らせていただくと。意見は控えさせていただくというお話でございました。

市執行部による市政懇談会が7月6日から開催されます。故栗川市長は市政懇談会で市民から、憲法9条について問われ、憲法9条は守らなければならない。戦争をしてはならないと答えております。

阿久津市長は、6月8日の会派代表質問で12月の市長選に出馬する表明を行いました。市長になるということは、子育ても教育も介護も安心してできる、住んでよかった那須塩原市にするために全力で取り組むということだと思います。これらの政策は、全て平和であればこそ実現できるものと私は受けとめています。

そこで伺っていきます。憲法9条についてどう捉えているか、市長としての見解を聞かせていた

だきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） これは憲法の見解といたしても、憲法は守るためにつくってあると、こういうことでございますので、誰に問うても同じ答えが来るとは思いますが、私としては憲法が定められていることにつきましては、守るためのものであると、根本そういう考えであります。

それと、実はおととい全国市長会がございました。この中でもある首長さんがその他の県で今は地方創生一色なんです、総理のお話もあるいは市長会長の話も総務大臣のお話も、とにかく競って頑張ってくれと。しかもこの市は融和を持ってでも競うんですよと、こういうお話ののっけからどんどん出てきまして、その他の発言の機会に関西のある首長さんが今、高久議員の質問の趣旨、憲法あるいは戦争、平和をどう総会は捉えているのかと発言がございました。

これ繰り返しになりますが、そのとき全国市長会が議長を務めておりまして、言っていることは痛いほどわかると。こういうものについては国会で徹底した審議をお願いしたいと。誰も同じ気持ちでいるはずだと、こういうことをおっしゃっていました。というのは、全体のそういう市長会とか、全員が集まる席で、今ここでぼんと出されて、それをどうですかと諮るほど軽い問題ではない、徹底して審議をすると、こういうことが原点にあるので、市長会長独特の言い回しでしたけれども、私も個人として同じ考えを持っている。

同じ考えと、慎重に対応しなければならない、徹底して論議しなければならない、そういう考えは会場にいる首長も同じだと思うと。でもここでこれの結論を出すほど軽い問題ではないと。軽い問題というか、ここで誰かがしゃべったから、そ

れを決議に持っていかうとか、それはできません。これは各議会、そして議会が済んだら、各県議会、こういうもので論議をして、それから全国のレベルに上げていただかなければ、ぱっと出てきたものをここで審議する、そういう機会にはふさわしくないと、こういうお話でございました。

ただ、重大な関心を持って、みんなで見守りたい。また論議を尽くしたいと、こういう発言が最後にあったことを申し添えさせていただきます。議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 角度を変えて答弁を求めました。しっかりと受けとめておきます。

憲法は守らなければならないことだという認識をしっかりと受けとめておきます。

日本を海外で武力行使する国にする戦争法案が26日の衆参本会議で審議に入りました。審議の序盤から日本が殺し、殺される国になるという戦争法案の危険な本質が浮き彫りになり、国民の懸念が深まっています。これをかわすために安倍首相は自民党、自衛隊員のリスクを意図的に語らず、法案にもない措置を掲げるなど、法案の偽装工作とも言える答弁を持ち出していますが、次々と壊れています。

6月4日の衆議院憲法審査会で立憲主義をテーマに招致された参考人の憲法学者3人がそろって集団自衛権行使を可能にする戦争法案について、憲法に違反すると認識を表明しました。早稲田大学の長谷部恭男教授、笹田栄司教授、慶応大学の小林節名誉教授の3人です。この3人とも安倍政権、政府与党が呼んだ参考人です。参考人全員が違憲の判断を示したことで、安倍政権が掲げている、いわゆる戦争法案の違憲性がより鮮明になりました。

以上でこの項の質問を終わります。

続いて、2に入ります。

市が自衛隊に提供する市民情報についてです。

国が戦争を放棄した平和憲法が施行されて68年になります。安倍政権が進めているいわゆる「戦争法案」の危険な動きを加速させる中、市が自衛隊に提供している市民情報について伺うものです。

です。住民基本台帳からの情報提供は、どのような根拠に基づくものですか。また提供はどのような形で提供されていますか。

です。市はどのような基準で何人の情報を提供したのか。直近の状況を聞かせてください。

です。閲覧は誰がどの項目を閲覧したのか公表するのが法にのっとった方法と思いますが、市の考えを求めるものです。

です。本人が知らないところで情報が提供されることのないよう、早急に改善する考えがありますか。

以上、4点について答弁を求めるものです。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 2の市が自衛隊に提供する市民情報につきまして、 から まで関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

自衛隊からは、住民基本台帳法第11条第1項に基づく閲覧請求がございまして、審査をし、法令で定める事務の遂行に該当するということから閲覧を許可しているところでございます。

直近では、平成26年度に指定された期間内に出生したものについての閲覧請求があり、該当する1,193人について閲覧を許可したところでございます。

住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表につきましては、毎年告示及びホームページに掲載する方法で行っているところでございます。

自衛隊からの閲覧に対する事務処理につきましては、住民基本台帳に基づきまして適切に行っていると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。順次再質問をしていきます。

今部長が言われました住民基本台帳法による情報提供なら11条という閲覧しか認められていません。個人情報保護条例は、個人情報の外部への提供を原則禁止しています。

閲覧で対応しているという答弁でした。確認しますが、印刷した紙ベースで自衛隊に提供しているようなことはないということによろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。
保健福祉部長（松江孝一郎） 私が確認した範囲内で、最近のことに当然なりますけれども、全部の項目を閲覧できませんので、あくまでも閲覧ができる範囲を印刷し直したものを閲覧に供すると、あくまでも見ていただくだけということで対応してきたということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 自衛隊が市町村に自衛隊者適齢名簿の提出を求めることは、依頼ということで私は受けとめています。何の拘束力もないと、こうされています。政府も自衛隊の名簿提出は依頼であり、応じるかどうかは市町村の判断次第と、こうされてきました。法的根拠がない閲覧には応じないように求めておきます。

こうした質問をしたのは、実は福島県会津地区において、12の自治体が紙ベースの提出をさせられていました。閲覧としていたのは、会津地区では5市町村と報告されていることを確認していま

す。

そこで伺っていきます。

建築指導課では、閲覧している方をよく見かけますが、市民課では閲覧をしているところを見かけたことがありません。どこで閲覧しているのでしょうか、見かけない理由も教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、閲覧をさせている場所ということでございますけれども、当然閲覧ですのでコピーをとられたりというわけにはいきませんので、誰かの目の届く範囲でということになりますけれども、スペース的に大変執務室が狭いということで限られておりまして、市民課長のわきに小さなテーブルといいますが、机とありますが、そういうのがあるんですけれども、そこをお願いをしているという状況でございます。

それから、そういう姿をお見かけにならないのはなぜかということに関しましては、なぜ見かけないかにつきましては、私が何ともお答えしようがないと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ありがとうございます。先に進みます。

自衛隊は、昨年12月、市町村から名簿提出が約3割にとどまっているとして問題視し、適正化を図る方針を提示しました。自衛隊新潟協力本部では、昨年現行法令に違反した中学3年生の名簿提供を市町村に請求していました。新潟など全国21地域の協力本部で同様の請求が出され、栃木も含まれていることが明らかになりました。高知市には、従来の方針を変更し、強く提供を求めるなどと、名簿提出を迫った高知協力本部の文書について中谷防衛相は、不適切な要請を行ったことは誠

に遺憾だと謝罪したことが下野新聞にも報道されました。

そこで伺っていきます。

那須塩原市には、自衛隊から違法とされた強く名簿の提出を求める文書や要請が行われたのでしょうか、なかったのでしょうか、聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 担当に確認をしたところでございますけれども、そのようないわゆる名簿提出という形での要請、要求というのは受けていないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ありがとうございます。

適切に対応しているというふうに受けとめました。

2に入っていきます。市の提供する個人情報は何の基準で情報提供したのか、直近の情報というのを聞きました。1,933人という答弁がありました。この人数は、自衛隊の勧誘適齢年齢というのは15歳から25歳と私聞いているんですが、生年月日とか、1,933人は男性、女性合わせての数だと思いますが、確認です。閲覧したのは中学卒業学年の名簿という理解でいいんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ご質問の今の件でございますけれども、これは処理上は近々告示をされる、またはされた、そこら辺微妙なタイミングでございますけれども、される中身でございます。去年度のもので、今年度になって1年度整理して告示しているところがございますので、

タイミング的には今ちょうどこれから、もうされたか微妙なところなんですけれども、ということですので、中身については特に公にさせていただきますので、ここで明かして特に問題ないということかと思えますけれども、平成27年1月に閲覧をした際に、請求にかかったものは平成9年4月2日から翌年平成10年4月1日までに生まれた者ということですから、年数的にはおおむね中学生を終えるか、終えたか、ちょっと微妙ですけども、そこに当たるといふふうに思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） これを尋ねたのは、市が市民の個人情報を自衛隊に提供していることをほとんどの市民が知っていません。ですから、名簿業者や学校が漏らしているのではないかと、そういううわさになっています。そういうことで今確認をしました。

そこで伺っていきます。

那須塩原市は平成27年度、自衛隊から協力費として当初予算で10万円の収入を計上しています。自衛隊協力費の中身を詳しく聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 高久好一議員に申し上げます。

質問の内容が質問通告範囲を超えておりますので、通告に従って質問をいただきたいと思います。

11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 今自衛隊のお話をしています。そういう中で那須塩原市が協力費ということで、この協力費は名簿提出の代金と、代償というふうに私は受けとめています。それで質問したわけです。ですから、当然質問の範囲内という認識です。よくわかっていないのかと思います。

話を先に進めていきます。

個人情報保護法との関係もあります。市民に正

確な情報を伝えることも重要な市役所の仕事だと思います。市は従来どおり閲覧とし、どの団体がどこを閲覧したのか公開し、個人情報が市民の知らないところで外部に提供されることがないよう改善すべきです。考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） あくまでも今回の自衛隊からの請求に基づく閲覧の請求に対する対処という形でしか、私の立場ではお答えできませんけれども、これは法に基づきまして閲覧の請求がございまして、内容審査の上、法の定める要件に該当しているからお見せをしたというところでございますので、閲覧申請があれば今後も同じようにやっていかざるを得ないと。法に定める事務だというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） さらにその先を伺っていききたいと思います。

市民への周知は、従来のやり方だけでよいと考えているのでしょうか。今後は、公表の仕方も市民にもっとわかりやすい工夫についても考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答えしましたとおり、閲覧請求がありました中身は、自衛隊の件だけではなく、ほかの閲覧全部まとめてホームページに搭載しますし、それから告示もしているところでございます。

このような方式で十分法の求める告示ということで対応しているというふうに考えているところでございまして、引き続きこの方法でやっていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 市民にもっとわかりやすいという、市民が情報提供されていることがわかるというようなそういう情報公開していくというのが市役所の仕事だと思います。市が個人情報保護条例を厳格に守るならば、自衛隊の要望に応じる方法は、今部長が言っている法にのっとってということであれば閲覧しなく、閲覧は誰がどの項目を閲覧したのか公表するのが法にのっとった方法であることを指摘したいと思います。

集団自衛権の閣議決定、秘密保護法、有事法制、いわゆる戦争法案が国会に提出されました。自衛隊では、隊員が隊長ら上司から家族への手紙を書き、ロッカーへ置くようにという服務指導をされたといえます。ここでいう服務指導とは、遺書を強要したのは陸自北部方面隊、札幌市だそうです。これは自衛官についての事実上の命令に等しく、絶対服従が求められています。それが服務指導ということになります。苦情を申し立てた隊員の部隊への処理通知、回答になるんだそうです。有事の際、直ちに任務につくことができるよう、常に物心両面の準備をすることが陸上自衛隊服務規則に明記されていることを挙げ、これを意義づけたものとしています。

家族への手紙は、書かされた元隊員は殉死、戦士への覚悟を求めたものであることというふうに感じた、こう証言しています。

自衛隊施行法では、市町村に提供を求めた資料は統計資料であって、個人情報は含まれません。法的根拠のない抽出閲覧に応じないよう求めて、この項の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 続きまして、3番に入っていきます。

みなし寡婦控除の適用についてです。

婚姻歴のない母子家庭は、所得税法上の寡婦控除の対象にならないため、税の控除や減免など受けられない状況があります。婚姻歴の有無によって生じる経済的な不利益を是正するため、自治体が独自に寡婦控除を行い、ひとり親世帯を支援する事例が県内にもふえています。改めて本市の考えを求めるものです。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） それでは、みなし寡婦控除の適用についてお答えいたします。

本市においては、ひとり親家庭に対する支援として、児童手当、児童扶養手当、子育て支援や就職に向けての自立支援助成制度、貸付制度、医療費助成制度などの事業を実施しております。それらについては、離別、死別、婚姻歴の有無にかかわらず、ひとり親家庭を支援しているところから、婚姻歴のない母子世帯に対するみなし寡婦控除の適用については、現在のところ考えておりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。再質問を行っていきます。

15カ月ぶりに二度目のみなし寡婦控除の実施を

求めて質問に取り上げました。

那須塩原は、いろいろな形でひとり親家庭を支援しているので、みなし寡婦控除は現在のところ考えていないという答弁でした。

1年5カ月前は日光市が12月から、鹿沼市は4月から実施を決め、宇都宮市が検討していました。全国で今年度から新たに実施するのは横浜、浜松、福岡など政令市、そして実施する10市の中に宇都宮市が入ったと報道されています。那須塩原市と同じような支援を行っていて、さらにその上にみなし寡婦控除を実施する自治体がふえているという状況です。

そこで伺っていきます。

那須塩原市でみなし寡婦控除が適用された場合の世帯数と想定される1世帯当たりの軽減額はどのくらいになりますか。わかる範囲で教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 適用がされたときに該当する世帯数がどのくらいあるかということですが、実際には婚姻歴のない母子家庭というくくりでございますと、正直のところ算出する手段がございません。

ただ15カ月ぶりにという議員のお話が今ありましたけれども、前回のそのときにも一部お答えはしていたかと思うんですけれども、例えば保育料に関しましては、ひとり親家庭に対する特別の無料化の部分がございまして、実際のところひとり親家庭で保育料を負担していただいている方の63%に当たる方が保育料の無料の枠に入っているという現実がございますので、そこに全て婚姻歴のない母子家庭の方が該当されているかということ、ちょっと正直なところ該当数を把握する方法がないものですから、お答えになっていないかもしれ

ないんですけども、推測することはできないので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） そういう項目はつかむ方法がないというお話でございました。

私、15カ月ぶりにと申し上げました。今部長の答弁は15カ月前にほぼ同じ内容で副市長から答弁されています。そのときは、やはりひとり親家庭の約6割が適用されているというお話では合致します。ただ、6割は適用されているというお話でございませぬけれども、するとそれ以外の4割は適用されないということでもあるんですね。この点はどうでしょう。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 保育料の算定につきましては、本年度から市民税の課税額によって保育料が算定されておりますが、前年度から比べましても大きく変わらない形で本年度も保育料のほうを算定しているところなんですけれども、残りの4割の方が保育料がゼロ円になっていないということだけで、それぞれ市県民税を払っていた世帯もございませぬし、市県民税を払っていたというものは、ある程度の所得も見込めるということもありますので、そこにどれだけみなし寡婦、婚姻歴のない母子家庭の方がいらっしゃるかとこのところは、先ほども申し上げたように、ご本人から申し出がない限り、戸籍等も調べる必要もございませぬので、そういう要件でいろいろな区分をしておりませぬので、実際のところ数がつかめないというのが現状でございませぬ。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） このところ子ども・子育て関係の保障というか、手当というのが国の政策で切り下げられております。そういう中で、15カ月前というお話をしましたが、15カ月前には、金銭的な算出はしてございませぬが、保育料の算定の際に未婚の母ということでの数字があると。つまり、未婚の母ということです。未婚の母でみなし寡婦控除の適用にならないということと全く違うのかなと、これ該当するのかなと私は理解していたんですが、違うということです。正確にいうと、これ違うんですか。保育料算定の際に未婚の母ということで数字がございませぬと、そういう答弁をもらいました。議事録にもちゃんとのっかっています。今貧困と格差の中で、子どもを大事にすると、そういう那須塩原市です。そういう那須塩原市なので、改めてこの問題を提起して質問といたしました。つかむ方法というのは、ないんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。子ども未来部長。

子ども未来部長（藤田恵子） 未婚の母という言い方と婚姻歴のないという言い方がちょっとわかりづらいかと思うんですけども、所得税の寡婦控除においては一度結婚をされて離婚をして、非婚のまま子どもを産む方もいらっしゃいます。そういう方は寡婦控除に、所得税のほうでは該当すると担当のほうから聞いてまいりました。ですので、今回議員のご質問ですと、一度も婚姻歴のない母子の方という形になりますと、前回のお答えしたときの非婚の場合とちょっと違っておるかと思っておりますので、婚姻歴のないと、そういう方についての該当数を把握する手段は持ち合わせておりませぬので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） わかりました。

そういうことで進めていきたいと思います。

それと先ほどの答弁で、どのくらいの額になるかというのを算出していないというようなお話がありました。たまたま栃木県では日光市がこれを行ったときに、例が新聞に載りました。3歳児の保育園に通う母親の給与が年間200万円の場合、寡婦控除が適用されないと、所得税で1万7,500円、住民税で9万1,200円、保育料で7万2,000円となり、合計18万700円の負担増となると、寡婦控除がみなされると、この分がしっかりとけるけれども、みなし寡婦控除がない場合はこれだけふえて多く払うということです。

当時の日光市の今も斎藤市長ですが、子どものおかれた経済的な不利な状況を改善するために導入するとして導入しています。みなし寡婦控除の額がひとり親世帯の収入の1割近くを占めます。その中で約4割の部分を保育料が占めます。

阿久津市長です。市長が27年度市政運営方針で一貫して将来の人口減少に危惧と持続可能な行政運営を掲げてきたと、自分も顧みています。人々から選ばれるまちの実現に向けた事業を継続、強化するとともにしています。

そこで伺います。

未来への投資として、子どもたちの均等で健やかな成長を保障するための市の施策として追加するよう求めるものです。答弁を求めます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（人見寛敏） 市長に対して答弁を求めていらっしゃるような発言ではありますが、私からお答えをさせていただこうと思います。

定住促進に向けての子育て支援につきましては、那須塩原市として皆さんご承知のとおりさまざまな施策を打ち出ささせていただいております。

当然限られた財源の中で、特色のある施策とい

うことですので、やはり市としての特色という部分からすれば、例えば先ほど保健福祉部長が答弁しておったようなネウボラをどうやって実現するかとか、発達支援をどうやってシステム化するかとかというところに今力を注いでおりますので、それを那須塩原市の子育て支援のやはりいいところというふうに捉えていただければというふうに願っておりますので、このみなし寡婦控除については、先ほど部長から答弁申し上げたとおり、現在のところは考えていないというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁ありがとうございました。

先日、下野新聞では、県内自治体の子ども医療の拡充についての記事が載りました。助成内容は高校生、18歳までカバーする自治体が多い中、内容の充実という点からは、鹿沼市と那須町の制度を高く評価していました。

最近マスメディア、自治体の施策の紹介記事だけではなく、実施した自治体の施策の内容を比較して評価しています。わかりやすく結構なことだと思います。このみなし寡婦控除も紹介した新聞には、実際に実施している市、検討している市、未実施の市という書き方でした。ひとり親の貧困と格差の社会の中での子育てが経済的に大変なときに、那須塩原市はこういう制度もあるよと誇れるようにしてほしいと思います。

寡婦控除のみなし適用が広がる契機になったのは、2009年に東京都と沖縄県に住む3人の非婚の母が日本弁護士会、日弁連に行った人権救済の申し立てを受けてです。実態を調査した日弁連は、2013年1月、関係省庁と自治体に婚姻歴のない母への寡婦控除、みなし適用を要望しました。

さらに、13年9月、最高裁決定を受けて、婚外子の相続、差別を廃止する民法改正2013年12月が行われたとき、婚姻の有無を利用にした子どもへの差別をなくす世論が広がりました。

ぜひ那須塩原市でもみなし寡婦控除を適用し、婚姻歴のないひとり親も安心して子育てができ、経済的な負担の軽減を図るよう求めて一般質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木伸彦議員

議長（中村芳隆議員） 次に、6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 議席番号6番、志絆の会、鈴木伸彦でございます。

最後となりますが、どうぞ最後までよろしくお願いたします。

では、質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

1、庁舎建設について。

新庁舎建設は合併時の約束であり、3市町が一体となったときにどうあるべきかを検討した結果、那須塩原駅周辺に建てるべきであると決めたと聞いている。また、その財政面での準備も着々と図ってきた。

しかしながら、合併して10年の経過の中で、社会情勢は変わっている。新聞によると、鹿沼市は資材などの建設工事費高騰に伴う財政負担増のリスクを踏まえ、2020年度供用開始を目指していた新庁舎の建設を先送りする方針を固めた。佐藤市長が「建設工事費は高騰しており、今後も高どまりの傾向、先送りが現実的で延期が最善と考えて

いる」との考えを明らかにしたとあったが、そこでお伺いします。

オリンピック特需による建設工事費高騰のリスクをどのように考えているか。建設時期に対しこのまま進めるべきか否かについての考えをお伺いします。

現在及び人口減少の予想される将来の財政状況から、新庁舎とその土地の費用についてそれぞれの無理のない最大額と適切と考える額は幾らかをお伺いします。

市の財政力から庁舎建設資金は問題ないとして、談合や建設単価の便乗値上げなど、庁舎建設にかかる金額が膨大であるがゆえ、通常にはない不正防止対策が必要と思われる。また、市民の関心度も高い。専門的知識が必要とされる中、その対策及び市民の説明方法についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 鈴木議員の質問に順次お答えいたします。

まず、新庁舎建設についてでございます。

建設工事費の高騰のリスクあるいは建設時期等の考えについて、あわせてお答えをいたします。

新庁舎建設については、現在本年3月議会で議決をいただきました那須塩原市新庁舎建設基本構想に示したスケジュールに基づき、基本計画策定に向けた取り組みを現在進めております。

その基本計画の中で、想定される新庁舎の工事に要する費用を積算することとしており、基本計画策定に続く基本設計で、より詳細な概算工事費が積算されるものと思います。

他市町において、新庁舎建設を建設費高騰を理由に延期したり、設計や工期の変更等を行うとこ

るもありますが、一方粛々と進めている市町も多くございまして、本市においては今後積算された工事費や消費税の増税などの社会情勢の変化、そして財政状況などを総合的に勘案し、判断していきたいと考えております。

の新庁舎及びその土地にかかわる費用についてもお答えいたします。

財政状況ということになりますと、新庁舎建設のための財源としては、新庁舎整備基金が現在17億円、このほかに合併振興基金約29億6,000万円、残額約101億円ある合併特例債のその一部を充当していく考えております。

さらには、国・県の補助金も現在検討していく考えております。

事業費については、建物が必要以上に過大となることがないように基本計画の中で必要とするフロア面積の算出、建設費の縮減方法や工期短縮手法などを検討し、工事を積算していきたいと考えており、用地についてはこれから鑑定評価を入れて、買収時点での適正な用地取得を進めてまいります。

いずれにいたしましても、新庁舎につきましては、ライフサイクルコストという視点から建設費だけではなく、維持費も含めて判断しなければならないと考えており、今後の中でそれらを精査してまいります。

また、の庁舎建設についての不正防止対策及び市民への説明方法についてもお答えいたします。

まず、談合や建設単価の便乗値上げについては、発注金額の多い少ないにかかわらず、あってはならないことであると認識しています。

そこで、電子入札の導入や現場説明を省略することにより、入札参加者が一堂に会する機会をなくし、談合防止に向けた入札環境の整備に努めてまいります。

また、談合情報が寄せられたときは、那須塩原

市談合情報対応事務処理要領に基づき、公正入札調査委員会で調査を行い、適正に対応するとともに、必要に応じて公正取引委員会や警察と連携することとしております。

次に、建設単価の便乗値上げについてですが、建設工事や工事に関連する設計などの業務委託につきましては、国や県が自治体向けに公表する公共工事に関する積算基準や工事設計、労務、資材単価等を使用して積算することで、適切な予定価格を定めております。

予定価格を超える入札では、落札することができませんので、便乗値上げによる落札が困難な仕組みとなっております。

続きまして、市民への説明方法についてですが、新庁舎の建設工事の発注方法等につきましては、今後基本計画策定の中で検討してまいります。検討内容につきましては、市のホームページや広報などでタイムリーに市民の皆様にもお知らせをしていきたいと考えておまして、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 答弁ありがとうございます。

庁舎建設につきましては、私ども賛成ということで考えております。

ただし、市民が興味を持つという意味では、やはりオリンピックの競技場の屋根が、会場が間に合わないとか、無駄な費用を使わないためにほかの施設を使うとか、そういったことで費用のかからない方法も考えていると。

また、物価の上昇等があって、やりくりをしているというところがありますので、市民はそういったところにごく関心があるだろうということで質問をさせていただいております。

ところで、26年改訂版なんですけれども、中長

期財政の見直しというものがあまして、ここには29年、30年度に普通建設事業費の内訳の中に新庁舎が2年度の合計で73億円となっていますが、その大枠でいいですけれども、内訳をご説明いただけますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 中長期財政計画で載せています建設費用ということでございますけれども、建築工事費が58億8,000万円、用地取得費9億円、設計管理費4億、外構附帯5億2,000万の77億でございます。建設工事費につきましては、当時東日本大震災前の建設工事に入ろうというところで積算しました1万4,000㎡というのがベースになった建設工事費になっています。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

77億というのは、最新の予算、市のほうで示している予算、この改訂版のときは73億円ということでどういう理由かわかりませんが、4億ほど上がっています。こういった状況の中で私の具体的にどこのデータということではないんですけども、一般的にここ三、四年で1割以上、2割近く上がっているのではないかなと思います。物価がですね。これからまた上がるのではないかというところでの質問なんです、無理のない最大額ですね。これをどのように考えるかというのが普通の家でいえばお父さんの収入500万円なら奥さんに夢があって建てたいときに、それでも幾らなんでも設計士さん呼んできて3,000万円が限度だよとかそういう枠があると思うんですね。この77億というものが、では幾らまで可能なのかというあたりは、財政的に将来のこういった中長期見通しの中でどのように捉えているかというあたりをお伺いできますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） どのくらいまでだったらば財政的に大丈夫なのかというふうな問いかと思えますけれども、なかなかそれにつきましては一口ではお答えできないところでもありますけれども、今の状況ですと、先ほど議員から指摘がありました中長期の見通しの中では77億というふうなことになるっております。ただ、やはり懸念されますのは、ここに来ての物価の高騰、建築資材の高騰あるいは人件費の高騰というようなこともございます。

ただ、それにつきましても今後庁舎建設だけではなくて、例えば黒磯駅前あるいは那須塩原駅前の事業等々がございます。そういったところも勘案しながら、その事業費、どの辺まで可能なのかということも考えていかなければならないというふうには思っております。それにはやはり事業のほうの精査というふうなものを今後より一層厳しくしていかなくちゃならないんだろうなというふうには考えているところでございます。

ただ、やはり新庁舎につきましては、やるべきものというふうなことになるので、そこら辺の優先順位あるいは精査というものを今後慎重に行っていきたいというふうな考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 今総務部長のほうから、駅前とかそういったところも予算がかかるということですけども、庁舎建設のとき以前、具体的に以前には、えきつづの駅前事業活性化という話も私は聞いてなかった、その時期は多分なかったと思うんですね。その後、那須塩原駅前のペDESTリアンデッキの事業費も新たに出てきた

と。そういった長期事業の中にそれが当時、この計画、見直しをつくったときにそこまで入っていたのかどうかは、お答えいただけますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 中長期財政の見通しの改訂版であります。これにつきましては表紙のほうに平成26年2月の改訂というふうなことでありますので、そこら辺までの具体的な数字、事業規模については見込んでおりませんが、ただそれがなくても普通建設事業として毎年度それなりの事業費というものはやはり見込んでいたというふうなことになるので、若干の幅はありますけれども、それをカバーできるような形で今後検討を進めていきたいというふう考えております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

これは改訂版ですけれども、改訂版のもとが当然あるわけで、それを見ますと建設費を、これは庁舎を建設するために問題ないかというような形で、震災後の中につくられたような形になっております。以前のもは積極的と余りお金を使わないのと中間仕様と3つありまして、中間を選択しているんですけれども、そこにも普通建設費という項目がありまして、そこが3つあるわけですけれども、どちらかという積極財政の金額で毎年45億円ぐらいありました。

今回のものは全部一律これに関しては48億になっておりますので、それは23年度からずっと見ていくとふえたり減ったりはしておりますが、多分これ31年、32年で見ますと41億ぐらいでいっていますので、その先は41ぐらいを普通建設費とみなしているのかなというふうに私はちょっと読み取れるんですけれども、そうしますと先ほどのえき

っぶの35億円とか、ペDESTRIAN、そこには11億の図書館とか、交流広場が何億か、それから入訳があって、ペDESTRIANデッキなどの25億なのか35億なのかちょっとわかりませんが、それぐらいの金額がぼんと入ってくると、それ自体は合計すると50億を超えますよね。単年度分、普通建設費がってしまうので、そういったことは加味してあるのかどうか、もう一度ちょっと。そうすると、ほかの事業が一切できなくなってまいりますよね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） そういうふうなこともありますので、そういうことといえますのは事業が集中して単年度にかぶさるということがありまして、どうしても財政的にはその年度に負担が重くなるというふうなことになるので、でありますので、できるだけやはりその事業のほうの実施年度というものは平準化をしていかななくてはならないだろうというふうに考えております。

もう一つは、この庁舎建設も同じなんです、貯金をしてあると、基金を積み立てているというふうなことで、予定よりも何億か既に多くなっているというふうな状況にあります。

今後につきましても、繰越金が出てくるわけがありますので、そういったところについてもよく精査をしまして、建設事業のほうに充てていくような資金繰りのほうを考えていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） それでは、もう一つ将来の財政的なものを見て、将来に負担を残さないような考え方の中で、例えばクリーンセンターの事業があれば庁舎みたいに50年、100年もつものではない。もしかすると10年、20年サイクルだと。

もうそれから最終処分場がもうそろそろ新しいものを用意しなきゃいけない。それから私の記憶ですと、那須塩原、東北新幹線の北側に横断する計画道路がやはり二十何億の予算があったと思うんですけども、あれが今回消えてえきつぷのほうへ行っていますよね。

それから、例えば共英小学校のわきの給食センターは前から聞いていますけれども、補修しなきゃいけないとか、この前だと、テニスコートを国体に合わせてつくらなきゃいけないとか、そういった事業、それから私は西那須野エリアに住んでいるんですけども、中央通りがまだ4号線までつながっていないとか、それから水元神社の計画道路がまだできていないとか、それから四区町の先の都市計画道路が野崎のほうまで行くところがまだできていないとか、そういったものもあるわけなんですけれども、そういったものを合併時に期待していたわけですけども、庁舎は庁舎として建てた後も、この41億ぐらいの中でやりくりしていけるという見通しはありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま議員がおっしゃるように、これからたくさんの事業がやはりあるというふうなことであります。でありますので、先ほどの繰り返しになるかと思いますが、やはり平準化というふうなことが一番だと思いますし、またやはりその事業内容、それにかかわる事業費、そういったものを精査して行かなくちゃならないだろうというふうなことに一番考えているところでございます。

そんなところでは、本当に先ほどの基金あるいは財政調整基金も50億を超える基金残高というふうなものを確保しておりますので、それから、もう一つ合併特例債、これも現在101億まだ残額

があるというふうなことでありますので、そこら辺の組み合わせをどういうふうにしていったらいいのか、そういったことにつきましてよく検討しながら詰めていきたいというふうな考えております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） それでは、私、鹿沼市の新聞に出たものをちょっと取り上げて話題にしましたが、鹿沼市のこういう栃木県市町村要覧というので調べてみたんですけども、単純に一言でいうと那須塩原市のほうが財政状況がいい、それから人口減少の割合も那須塩原市のほうが緩やかだということで、鹿沼市とは同じような財務状況ではないということがまず1つ。

それからあと、仮に77億ということでしたので、77億から引き算して合併特例債があります。それから建設積み立て基金があります。これ使いますと。そうすると本当に市の一般会計から持ち出す金額は幾らかと、それから市債として残ったもので、国からもらうものは別として返していかなきゃいけないのが幾らなのかということをお答えいただけますか。77億ということをお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 77億の内訳というようなことで、先ほど企画部長のほうからも答弁があったかと思うんですが、繰り返しになりますが、合併振興基金についてが29億6,000万、それから庁舎整備基金が20億、そして合併特例債が24億1,000万、残り3億3,000万、これが一般財源からの持ち出しというふうなことで考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ということで、庁舎建設に関しては、本市においてはこつこつと準備をし

てきて、建てるに十分、一般会計でいいますと、年間500億を超える場合もありますので、その中で3億ぐらいですから、これを50年使うとすれば全く問題はないだろうと、こういった形で市民の方にも説明がつくであろうというふうに理解します。

ただ、今は77億の内訳でしたので、仮にこれが建設費の高騰で100億までいくと、あと23億ふえますので、それが26億ぐらい、あっているのかな、そういう数字になるだろうということの懸念はありますが、それであっても庁舎に関しては無理がないだろうというふうに私も判断をして、市民の方にも説明はしていきたいというふうに今感じております。

ですから、今の中期財政計画の中では、本市にとっては何とかなるであろうということで、庁舎建設に関しては市民の不安に対して何とか説明ができるのではないかとというふうに考えていきたいと思っております。

また、1番は飛ばしてしまったような感じですが、今の質問は2に関してでした。

についてであります。今のお答えのように一堂に会することがないようにして、談合ができない状況をつくるということをやっていただく。

それから、国の単価などをきちんと把握していくということで、特段無駄なお金が起きないように対策はとっていただけるということですので、またそういったことが市民によく伝わるように、今後も発信していただければと思います。

この項に関しては、私の意見、考え方としては、やはり本市が一体となって、あかしではないですが、もう10年たっていますが、駅前にできれば、財源の許す限りというのも変なんです、機能性だけではなくて、やはり新幹線が見えるところですので、それなりの予算もかけて、機能も

当然ですけれども、見ばえもそこそこ市民が見ただけでもよかったなと思えるような形に仕上げたいなと思いますので、そこをお願いしてこの項は終わりにしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時06分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） それでは、1番に続きまして、2番に移ります。

那須地区食肉センター廃止に伴う本市の対応について。

酪農を営む上で屠場は必要不可欠なものである。しかし、那須地区広域行政事務組合では、那須地区食肉センターを廃止することとし、かわって県中央の新たな施設に委ねようとしている。県内において、乳牛の頭数は本市が最も多く、老廃用牛のための屠場がこの地域にあることは合理的であり、酪農家は新たな計画地は現在の那須地区食肉センターに備わっていた利点が失われ、経営に支障を来すと考えている。そのため、本議会に対しては、那須地区食肉センター存続の請願が出され、本議会は満場一致で採択もしている。本市内においては、酪農は第一次産業の中でも、その出荷額の占める割合は、米や野菜をしのいで40%を超えており、まさに本市の基幹産業である。

また、本市は生乳産出額が市町村別で本州1位であることを生かした本市のブランドづくりに取り組んでおり、その一つとして牛乳等による地域

活性化推進条例を3月に制定した。これは地域活性化のために酪農を活用したと言える。

国においては、人口減少に歯どめをかけるため、地方創生をうたい、地方の特性を生かした地域産業の活性化を図っているところであり、本市の酪農振興は国の施策とも合致するものである。

これらのことにより酪農家を支援すべきとの観点からお伺いします。

那須地区食肉センターは老朽化により、関係自治体の財政負担が大きく、今後も増大する可能性があるために廃止を決めたと聞いているが、広域行政組合では、経営改善の検討を行ったのかお伺いいたします。

広域行政事務組合の考えとは別に、本市として酪農家のための屠場は必要であると考え。今後県中央に計画されている食肉センターの計画に対し、その計画内容を踏まえた上で、本市独自の酪農等に供する屠場を検討していく考えはあるかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、2の那須地区食肉センター廃止に伴う本市の対応についてお答え申し上げます。

初めに、の広域行政事務組合では、経営改善の検討を行ったかについてですが、那須地区広域行政事務組合に確認したところでは、那須地区広域行政事務組合直営で存続させる案と民営化する案とで、経営改善の検討を行ったとのことでございます。

直営で存続させる場合には、施設の維持管理費といたしまして、年間約4,800万の負担金を投入していくことになり、財政的に厳しいことから、直営での施設存続は困難であるとの結論に至った

と聞いております。

また、民営化した場合には、施設の更新に約23億円の公費負担が必要になることから、民営化は厳しいとの結論に至ったと聞いております。

次に、の本市独自の酪農等に供する屠場を検討していく考えはあるかについてお答えいたします。

現在食肉センター整備検討協議会では、畜産の振興と栃木県産、食肉の競争力の強化を図るために、新たな食肉センター整備基本構想を策定し、県内3カ所の食肉センターを再編統合し、新たな食肉センターを建設する方向で検討しております。

その計画では、1日当たりの解体処理能力といたしまして、牛を120頭、豚を1,500頭処理する屠場施設に加えまして、部分肉を処理する加工施設、その部分肉を販売いたします市場、病畜を屠畜する施設などを整備し、建設候補地といたしましては、芳賀町にあります栃木県畜産酪農研究センター芳賀分場跡地に建設する予定となっており、概算整備費といたしまして123億円が示されたというところでございます。

新たな屠畜施設では、食肉の輸出にも対応可能な最新の衛生水準の確保によります栃木県産食肉の競争力強化、流通コストの低減と衛生的で高品質な食肉処理による販売強化が図られること。また、その施設には、那須地区食肉センターにかわる病畜屠畜施設が整備されることから、本市独自の屠場施設を検討していく考えはございません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

1番、2番と一緒に再質問をさせていただきます。

まず、この地域、栃木県内で最も酪農家が多く、または乳牛が多い地域はどこか。また、その具体

的な数字というのは把握されておりますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 県内の酪農の状況ということで、特に乳牛についてのお尋ねだと思います。

県内で乳牛の酪農家の戸数につきましては、本市におきましては318戸ということになっておりまして、栃木県全体の割合からいたしますと40%という割合になっております。

また、飼養頭数につきましては、本市が2万3,320頭ということになっておりまして、県内でのウエートということになりますと42%、いずれも県内で40%を超えているということからいたします、生乳にかかわる酪農という産業は、議員冒頭でお話いただいております、基幹的な産業だというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 先ほど中央にできる食肉センターというものの設置の趣旨は、栃木県産のブランドの肉牛を出荷するということだと思いません。それについては、全くそのとおりで、これからそういったものを栃木県としてもどんどんやっていただくということについては、全く異存のないところであります。

しかしながら、先ほど部長からおっしゃられたように、当市は酪農が基幹産業であり、酪農の場合はブランド牛とは相反するものであって、当市の基幹産業であるものがしかも県央に行くということ。それからその距離が離れているということについて、酪農家にとってそのことがどういうデメリットが生じているかということについては、部長のほうではどのようにご理解されているか、答弁をお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 初めの答弁でお答えさせていただきましたが、芳賀のほうに移るということになりまして、私も数字的にちょっと整理させていただきましたが、現在より約50km弱ぐらい距離的にふえていくということになりますので、当然のことながら今までというか、現状においては大田原で済んでいたものがその50km近い距離を移動していかなくちゃならないということになりますと、輸送コスト等々においてやはりそれなりの負担が新たに生じてくるのかなというふうに認識しているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 1つだけお答えいただきましたね、輸送コスト。しかし、私の聞いているところですけれども、輸送コストだけではなくて、事故牛ですから、たどり着くまでに亡くなってしまつとか、そういったことも踏まえて、今までのようには、事故牛であっても最後まで命をいただくということの観点からすると、肉として経済的に酪農家に戻る金額が減ってくるということも考えられるんですね。

そうすると、大規模の酪農家の方とちょっと少なめの酪農家では、ウエートは違うかもしれませんが、それによる損失額が具体的に出てくると思うんですね。そういったものについての額は把握しておりますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 私、先ほどの答弁の中で輸送コスト等というようなところで、等という中で、その今議員ご指摘の含みを持たせたというつもりでございますが、現実的にどれだけロスが、ロスという言葉が正しいかどうかわかりませ

んが、要は病畜牛に対してロスというものが出来、それがどのくらいの費用になってくるかという試算については、大変恐縮でございますが、市としてはやってございません。

あとは、要は試算をするに当たっても、与える条件によって試算額が相当変わってくるということがございますので、その条件というんですか、一番最初の与条件というところに関しては、しっかりと誰もが納得できるものの中で試算というものはしていかなくちやならないかなというようなそんな認識を持っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） そちらでお答えにならないで、私のほうも正確かどうかわかりませんが、バラ肉として出ていくときに市場で10万で引き取ってもらえると。そこに運送コストとかいろいろなものを引くと、手元に五、六万残ると。それが逆に売れなくなると、処分費がかかってそれが2万で、仮に7万、それが1件の農家で何か事故になると100万ぐらいいくと。そうすると、酪農家の所得が仮に600万、700万だとすると、そこから100万が減るということは、これが正確かどうかちょっとわからないんですけども、ここで話すにはちょっとアバウト過ぎるかもしれませんが、そういった数字が出てくるだろうと。そういったことが予想されると。

どうしても酪農をやると老廃牛が出るわけですよ。そういったことを今広域のほうでは、検討に入れていたのかどうかということが、廃止ということの中で気になっていることが1つ。

それから、先ほど廃止を決めるに当たって、継続すると4,800万の毎年公費負担が要するというんですけども、10年間だと4億8,000万、100年で48億、中央に建てるものは123億ということで、

これは老廃牛だけではないかもしれませんが、こういったことの精査をして、本当に今ある場所で建てかえる検討をしたのかどうかということに疑念がある。

このときの陳情には、3,179名という名前の署名があるわけですが、その中には意思決定の段階でどういう方と話をしたのか、正確には私わかりません。ここで説明できませんけれども、署名の中にはそれなりの団体の方、例えば栃木県酪農協同組合の理事長、それから酪農栃木協同組合の理事など、たくさんの酪農関係者の代表の方も入っていると。そういった方たちの中で、聞くところによると廃止はいいという話は出ていないと。場合によっては、議事録をちょっと別な人から読ませていただいたんですけども、那須塩原市の3市町の中では、那須塩原市から出ている職員の方は、やはり残すべきだというような意見もあったように読み取れたところがあったんですが、きちんと本当にあそこをなくさずできるという方法は誰かやられているのでしょうか。

そういう意味では、那須塩原市がこれだけ酪農を基幹産業としているところですから、本市としてそういった検討をする余地というのは全くないのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 何点かいただいたと思うんですが、まず広域での検討ということでございますが、私のほうで広域の検討会に臨場していたわけでもありませんし、その一つ一つの議事録というものをくまなく目を通させていただいたところでもないというふうな中で、私が理解している中では、やはり検討会の中には酪農協の皆さん方あるいは農協の方も入っていらっやったという事実、あとは検討する中では、実際に

食肉センターで解体作業をやっている業者の方あたりからの聞き取りとか、そういうものを踏まえた中で協議検討がなされてきたというような経過だというふうに認識しております。

また、署名陳情の話でございますが、こちらについては広域行政組合の議会というところに出されたということでございますので、そちらの意思、そちらの判断で扱いをするということで、そちらについては私のほうがどうのこうのコメントする立場にはないのかなというふうに思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 事務組合が広域だということで、そのようにお答えになられるのはいたし方ないかなというふうにも思います。さりなんとしても、やはり広域行政組合は大田原、那須塩原、那須町、その中でも断トツに那須塩原は酪農家が多くて、乳牛の頭数も多い、当然そういうことで我が市も牛乳で乾杯条例などもつくって来たということであるわけですから、そこで結論が出てしまった後、今さら言っても仕方ない部分もあるんですが、ではこれだけの署名があって、これだけ困ったという意見がある中で、じゃ本市の畜産課としてはどうやってその酪農家を支えようということを考えておられるか、ちょっと考えをいただけますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 市として、今後酪農家の皆さん方をどういう形で支援していくかというようなお尋ねだと思うんですが、食肉センターの話ということで特化させてお話をさせていただくということになります。新たな食肉センターについては一番最初に答弁させていただいたとおり、本当に概要というものが見えてきたと。その

概要というか、内容の方向性が見えてきたという状況にあるのかなと思います。

そんな中で場所のお話、お金のお話をさせていただきましたが、今後の要はスケジュールといたしましては、基本設計というような段に向かっていくんだと思います。そういう中で、現実的で、具体的な課題については、県とあとは新しい食肉センターを建設するに当たっての主体であります食肉センター整備検討協議会といったところが、今後については基本設計に向けて生産者や関係団体に対しまして細やかな聞き取りあるいは協議を行いまして、一つ一つ課題を精査しながら、それらの対応に当たっていくというようなお話を県のほうの畜産関係の幹部の職員から私のほうは伺っております。

そのときに出たお話の中には、今週の頭あたりに、まずは県内5つの酪農協がございます。ご存じのとおりのところにも両毛酪農というのが入って5つということでございますが、その酪農協の組合長さんを集めて議論するんですよというようなお話がありました。その内容について、私どもできのうですね、どうでしたかと、やりましたかと、どんな内容でしたかというお話を再度確認したところによりますと、6月9日の日に5つの組合長さんにお集まりいただいて今後の課題について議論しましたと。今後の課題は何かと申し上げますと、新しい食肉センターにおける事故牛の取り扱いについてということを特化したテーマとして議論したということでございます。

もう少し細かいことを言わせていただきますと、まずは現状の共通認識をしましょうということで、現状の事故畜がどれくらいあるんですかと。3食肉センターでどのくらい受け入れているんですかといった実態あるいは市食肉センターでどのくらいの容量を用意すれば、そういうニーズがカバー

できるのかなといったようなところについての議論がなされたということでございます。

繰り返しになりますが、少し前向きの議論をさせていただければ、今後の市食肉センターの基本設計に当たっては、そういうことで事業主体のほうで、私どもに対してもしっかりと一つ一つ課題を見きわめてそれに手を打っていきましょうというお話をいただいていますので、市としてもその言葉を信じながら、生産者の皆さん方あるいは酪農協の皆さん方と手を携えながら、課題については解決に向けた取り組みを一緒になってやらせていただく、そんなものが市の対応ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） この食肉、行ったり来たりする部分があるんですけれども、誰の声を聞いて廃止に至ったのか。要するに税金を使って広域行政事務組合の中で管理運営をしてきた中で、県の中央にブランドの肉をつくる、屠畜場をつくるということは行政側として、それから行政主導を発信していくことについては、本当に戦略としてはすばらしいと思うんですけれども、その大もとは牛肉を、和牛とか、それから豚とかそういったものをブランド化していくという部分はいいいんですが、本当に生牛ですね。酪農家のことを考えて、酪農家の視点に立ってセンターにつくったのかどうかというのは、私はまだ1人の議員としては疑念に思う。だから、行政はどこを向いて誰のために何のためにこういった政策をとっているのかというのが、ちょっと今の説明では腑に落ちない。

もう一つ、県中央に1つに集約するという点で、これもちょっと確認をしておきたいと思うんですけれども、特に茨城、群馬、千葉なんか酪農が

盛んですけれども、酪農のための屠畜場は結構分散していると思うんですね。その数の状況というのは把握しておられますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 近県における屠畜場の集積状況についてのお尋ねだと思うんですが、大変本当に恐縮でございますが、実態を把握してはおりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 私のところに資料があって、資料がたくさんあって、私のところに関東全域と屠場配置と設立年というタイトルの資料があるんですが、栃木県には3カ所、群馬県には4カ所、茨城県ですと11カ所、千葉県で6カ所、埼玉県7カ所あるわけです。これも現在進行形ですよ。なぜほかが統一をしないのかというあたりは、想像はつくでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 個々の屠場によってそれぞれの事情というものがあのかなというふうに思いますが、そういう中でやはり考えられるものとしては、災害からのリスク分散とか、そういう安全性の向上等の理由もあるのかなと思います。ただ、私、実態をつかんでいないというようなことで答弁申し上げまして、不勉強で大変申しわけございませんが、そんな中で国・県の大きな方針といたしましては、国におきましては酪農の近代化に関する基本方針というものを定めております。

また、国においても酪農の近代化計画というものを定めておりまして、いずれも集約化、大規模化することによって、そのスケールメリットです

か、流通や処理にかかるコストの軽減といったところから、大きな流れとしてはそういう方向に国・県はいつているといったところも説明として付加させていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 広域行政組合ではないので、そこでお答えいただくことは大変つらい立場であるということは理解して質問させてもらっていますので、ありがとうございます。

他県がこういう状況で、栃木県だけが先頭を切って1カ所にする。多分ご理解のとおりで、1カ所でBSEや病気が発生して、そこが使えなくなったときにどうするんだとか、そういったリスクということが当然あるわけですから、これからそういった中央でどうしても進めるというのであれば、国の政策となるとなかなかなそれは行政としては流れに乗っていかなければならないということでしょうが、そこは理解せざるを得ないところであります。

そういうことになると、もう一つ確認しておきたいんですけども、今ある屠場が廃止になるということで予測できるんですけども、そうすると30年ないし30数年後に廃止になった後の跡地の利用というのが当然廃止すればセットで考えていくべきだと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先ほど来、議員さんにご心配いただいて大変ありがたいなと思っていますんですが、こちらにつきましては広域の財産ということになります。ですから、跡地利用をどうするのかあるいはどうやって処分するのかといったところに関しては、まだ私どものほうには一切

どうするか、こうするかといった情報は入っていません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

当然ここで判断できるものでもないので、ただし今後議題に上がれば何か意見は伝えることができる状況ですよ。であるので、今あそこの廃止に当たっては、公的財源の負担が大きいとか、もう古くなったからとか、いろいろ理由を言っているわけですけども、あそこの場所の屠場としての特別な施設というのは、新たにつくることが非常に大変なわけですよ。

その中で、本当に酪農家の気持ちを考えたら、じゃ新たにやめたのに、よその民間団体が来るとか、よその資本が入って同じような、あそこは既存の特権があるのでつくりやすいということで、そういう経営ができてしまうとするならば、そうすると本末転倒ですよ。あそこで誰かがやれば、今でも何か検討すればできるやり方、地元の酪農家のために役立たせる特権を持っているわけですから、それが廃止になった後に地元の利害のないようなところから来て乗っ取られるようなことにならない。なるようであれば、もう一度地元でそういったことは、地元の人たちの役に立てるような考え方をもう一度検討していただきたいということを考えていただくことを、今後広域行政のほうにもきちんと伝えて、しかも那須塩原市がイニシアチブを持って、主体的にこれだけ酪農家がいって、我々も先人たちのおかげでこうやって暮らしているところもありますので、ぜひともそういう形でやっていきたい。

改めてお尋ねしますが、そういったことで本市として、これから県のほうと話し合いをしていくわけですけども、本市の酪農家にとって

これからどのように県と話を進めて、本市の酪農家が今の層場がなくなったことに対してデメリットがないような政策をとっていただけるか、いくのかの意思と考え方をご答弁いただけますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先ほどお答えしたことの若干繰り返しになってしまうところがあって恐縮でございますが、まずは県のほうの協議会あるいは県の中で、生産者の皆さん方あるいは県から聞いたお話でございますが、家畜商を初めとした関係者あるいは酪農協、さらには広域等々から要は一つ一つ課題について確認していった中で、そういうものに対しての手を打っていくというような話を繰り返しになりますが、いただいておりますので、そういう中で市も一緒になって課題を提示するところは提示して、それに対する納得のいくような解決策をともに検討していくというようなスタンスであります。そういうことでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） かたい意思だと思えますので、これから3年、4年、年度がかわると藤田部長ももしかするとかわってしまうでしょうけれども、このことはしっかり後継者に伝えていただいて、那須塩原市の酪農の発展に寄与するように、よろしく願いいたします。

これで2番目の項を終わりにいたします。

では、続きまして、3番に移らせていただきます。

図書館の現状と課題について。

黒磯駅前の再生事業（えきっぶくろいそ）を進めている中で、図書館の役割は重要視されている。そこでお伺いします。

現在の本市の図書館の利用状況についてお伺いします。

黒磯駅前の再生事業（えきっぶくろいそ）を進めている中で、駅前にある図書館のメリットは何であると認識しておられるかをお伺いします。

現在の図書館の課題についてお伺いします。

特に、西那須野図書館は西那須野駅に近く、学生の利用率も高い、その潜在需要はさらにあると見ております。学生が自習室として使うことは、図書館の本来の機能ではないが、その環境は彼らにとって自宅や学校では得られないものがある。教育や子育て支援、地域活性化にもつながるものと考えます。それらを踏まえ、今後自習室の充実に取り組む考えはあるかをお伺いいたします。

また西那須野図書館は、バリアフリーやイベントスペースの不足もあると思われるので、可能であれば建てかえていただきたいと思うが、その考えはあるかをお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、3の図書館の現状と課題についてお答えをいたします。

初めに、現在の本市の図書館の利用状況についてお答えいたします。

那須塩原市の図書館の平成26年度の貸し出し利用者数でございますが、西那須野図書館につきましては4万9,350人、黒磯図書館につきましては6万2,485人、塩原図書館につきましては1万1,492人、分室で1万1,013人、合計で13万4,340人となります。

貸し出しの冊数でございますが、西那須野図書館で25万9,944点、黒磯図書館で29万9,300点、塩原図書館で5万7,482点、分室で5万1,101点、合計66万7,827点となっております。

次に、 の黒磯駅前の再生事業を進めている中で、駅前にある図書館のメリットについてお答えをいたします。

交通の利便性が高く、商業拠点となっている駅前に図書館を整備することで、利用者の利便性を向上させるだけでなく、商店街の活性化につながるものと考えております。

また、駅に近接しているということから、観光客の利用も見込め、図書館利用者と観光客が出会う場所となり、新たな交流が生まれると。駅周辺の拠点性の向上にもつながる。にぎわいの創出につながるというようなメリットがあると考えております。

次に、 の現在の図書館の課題についてお答えをいたします。

西那須野図書館は昭和54年4月1日、黒磯図書館は昭和62年10月17日に開館し、開館から相応の年月が経過しているということで、施設の老朽化に伴う修繕が頻繁に必要になっているというような状況であります。

また、どちらの図書館も蔵書の収納スペースが限られているということと、バリアフリーに十分対応し切れていないというような課題があるというふうに考えております。

次に、 の今後自習室の充実に取り組む考えはということについてお答えいたします。

西那須野図書館では、当初レファレンス室、閲覧室のことなんですが、その部屋として整備しておりますが、現在は読書や自習などもできるように対応しているという状況でございます。

また、西那須野図書館の閲覧席でございますが、机等の購入や配置を工夫したことによりまして、昨年度は57席であったものが今年度は102席にふやしているというのが現状でございます。

なお、自習室の充実につきましては、ご質問に

ありましたが、本来の図書館のサービス機能ではないということも踏まえまして、また施設の改修等も必要になってくるということから、現在のところは考えていないという状況です。

最後に、 の西那須野図書館の建てかえについてということでございますが、6月9日の山本はるひ議員の市政一般質問にお答えしたとおりでございますので、省略させていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

1から5まで順番というよりは、一括して再質問させていただきます。

利用状況は、昨年度と今年度のデータからは、昨年度の資料を実は私持っていて、昨年度より今年度、3図書館とも若干利用率が下がっているのが見受けられます。あと、この質問を出す前に古いものを見ていたものですから、西那須野図書館の閲覧室は57席だったのが、確かに新しい資料を見たら102席になっておりました。ふえているんだなということで、ある意味、目標はこれでほぼ到達しているのかなというところがあるんですが、102席にかえた理由というのをご説明いただけますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 席数を増設した理由ということでございますが、西那須野図書館の通常の利用をしてみると、平日等については席が足りないとか、そういうような状況は現状ではありませんが、やはり週末であるとか、長期休業中、夏休みとか、また子どもたちの受験シーズンですか、そういった時期については多少混雑している。場合によっては座り切れないような状況も見受けられるということが昨年来ありましたので、今回少

しても改善できるようにということで席をふやしたという状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

そういうことなんです。図書館、本来の目的じゃなくても、先ほど駅前にあることの利便性を幾つか挙げていただきましたけれども、私もそのように思いますし、数値からいきますと、これから高齢者の行き場所ということを見ると、データがあるんですけれども、一番多いのが商店に行く、2番目が図書館とか公共施設と書いてあるんですよ。ですから、図書館を利用する、これからもどんどん高齢者がふえるとなれば、居場所として図書館というのが有効だろうと。

そういうことで、駅前に人が集まる施設ということでは、図書館というのはよろしいんじゃないかなと私も思いますので、そういう意味ではえきっぷに駅前図書館が新しく新設されるのは、当然のごとく、目のつけどころがいいなというふうに思いましたので、そういうふうに見ると、住んでいるのが西那須野エリアなものですから、西那須野エリアにも図書館があると、いいんだけど、やはり古くて今の状態ですとバリアフリー化が足りないとか、イベントスペースが足りないということも聞いたものですから、いろいろなビッグプロジェクトがある中で、今回こういうものもきちんと忘れないで目を向けてほしいというのが今回の質問の実は趣旨であります。

再質問ということではなくて、当然西那須野駅は清峰、拓陽がありますし、ちょっと離れたところには大田原高校、大田原女子高などに通っている学生も多いんですね。当日、これを出す25日に提出していますけれども、二十二、三日に図書館にちょっと見に行きましたら、やはり夕方5時近くだったかな、学生がたくさんおりました。図書

館どうと言ったら、もっと席が欲しいかと言ったら、やはりもう少し欲しいという生の声も聞いてきましたので、西那須野はそういった学生が駅前に集まる地域でもありますので、今後検討いただきたいと。

最後になりますけれども、私は新白河駅を見るのと一緒に白河市の駅前図書館を見ましたら、すごく立派な図書館がありまして、大人の社会人もそこで試験勉強をしたりお年寄りもいろいろな本を開いたりしている状況が見受けられました。那須塩原市にこんな図書館があったらいいなという感想を持って帰ってきましたので、ビッグプロジェクトの陰ではありますけれども、そういったものも今後検討していただければ幸いです。

これで私の質問を終わりにいたします。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 以上で、6番、鈴木伸彦議員の市政一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、一般質問を終了いたします。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分